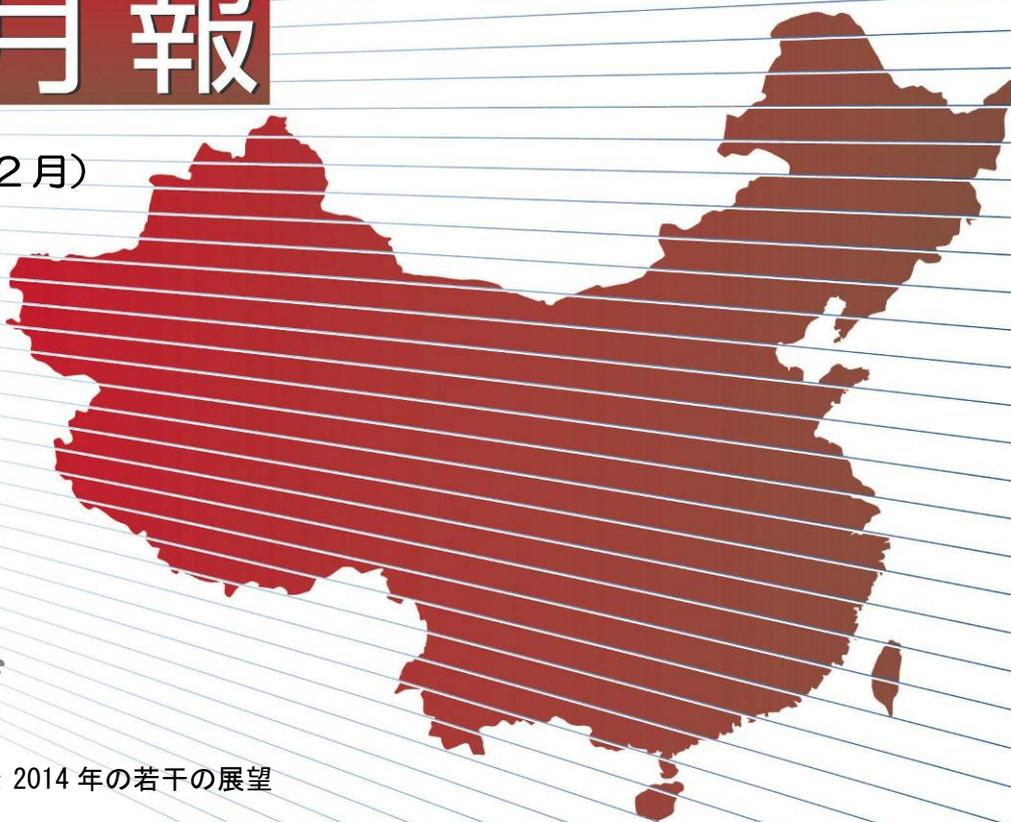


BTMU

中国月報

第97号 (2014年2月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 2013年の外資政策と2014年の若干の展望

■ 経 済

- ◆ 2020年に向けた中国の改革深化に関する政策方針
～共産党第18期三中全会での「決定」について～

■ 産 業

- ◆ 中国ステンレス業界（後編）

■ 人民元レポート

- ◆ 2014年上半期 金利市場展望

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～郵政事業と鉄道輸送業の「営業税から増値税への移行パイロットプログラム」への組み入れについて
- ◆ 法 務：消費者権益保護法の改正に伴う企業としての注意点

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■特 集

- ◆ 2013年の外資政策と2014年の若干の展望
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■経 済

- ◆ 2020年に向けた中国の改革深化に関する政策方針
～共産党第18期三中全会での「決定」について～
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 ……………8

■産 業

- ◆ 中国ステンレス業界（後編）
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……………20

■人民元レポート

- ◆ 2014年上半期 金利市場展望
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………26

■スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～郵政事業と鉄道輸送業の「営業税から増値税への移行パイロット
プログラム」への組み入れについて
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………31
- ◆ 法 務：消費者権益保護法の改正に伴う企業としての注意点
北京市金杜法律事務所 ……………33

■MUF G中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「2013年の外資政策と2014年の若干の展望」は、中国の外資政策について、2013年の状況を整理し、2014年の動向を展望しています。具体的に、「サービス業の対外開放」「行政改革の推進」「『政府認可投資プロジェクト目録』の改訂」「中国（上海）自由貿易試験区での届出制の施行」「工商登記制度改革と『公司法』改正」の5つの措置を概観した上で、2013年の外資導入方針は、主にサービス業の対外開放の拡大とされていたのが、新たに設置された中国（上海）自由貿易試験区で若干の措置が採られたほかには、全国範囲での動きが殆どなかった一方で、政府の役割転換をめざす行政改革が進展し、外資に関係する様々な措置が採られたと指摘しています。2014年については、政府が引き続きサービス業の対外開放を推進する方針を掲げていますが、今後の開放は一気に全面的に行うのではなく、行政改革や国有企業改革などの国内の制度改革を先行させ、外資の受け入れ条件を整備しながら進めていくものと見ています。

経済「2020年に向けた中国の改革深化に関する政策方針～共産党第18期三中全会での『決定』について」は、2013年11月に開催された「第18期三中全会」（中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議）での『決定』における、習近平政権が進める改革深化に関する主な内容、影響、残された課題について分析しています。今回の「三中全会」で決定された事項は、中国共産党成立100周年を迎える2020年までの中長期的な施政方針を示すもので、政治、経済、財政、金融、行政、人口政策、社会発展等、幅広い分野に亘るとし、具体的に、経済面での国有企業改革の推進、社会面での「一人っ子政策」の見直し、イデオロギー面での資源配分における市場の「決定的」な役割発揮と市場価格の決定メカニズムの改善等について解説した上で、諸改革の深化が順調に進んだ場合、中国の潜在的な経済成長力が刺激されるため、今後の各種構造改革の実施状況に注目したいとしています。

産業「中国ステンレス業界（後編）」では、中国ステンレス業界の今後の展望について纏めています。世界のステンレス市場は、牽引役の中国ステンレス市場が成熟に向かうため、需給共に伸びが鈍化するものの、需要増が供給増を若干上回り、供給過剰は縮小に向かうと予想しています。原料のニッケルの需給は当面供給過剰が続くものの、中長期的には生産能力の増加が小幅に留まるため、需給バランスの改善が見込まれるとしています。また、ステンレス価格は2014年半ば以降、需給環境の改善により底打ちが見込めるものの改善幅は限定的と見ています。なお、中国ステンレスメーカーの利益率は、低品位ニッケル鉱を用いたニッケル銑鉄の使用によりコスト競争力を強化してきたことや、商社を介さず直販比率を高めてきたことで、他国の大手メーカーよりやや高いものの、足元の国内ステンレス、ニッケル銑鉄の供給過剰やニッケル国際市況の低迷を考慮すると、今後は国際水準に収斂する可能性が高いと指摘しています。

人民元レポート「2014年上半期 金利市場展望」は、最近の中国国内金利動向と2014年上半期の金利市場の注目点、今後の金利市場動向について考察しています。2013年の中国国内人民元・米ドル金利はともに上昇基調を辿りましたが、その背景には政府指導部の急速な信用拡大に対する抑制方針があったと指摘しています。2014年については、比較的堅調な世界経済の成長とそれに伴う外需や国外金融市場の安定が見込まれる中、政府は「安定した財政・金融政策」を掲げつつ、信用の伸びを適切な範囲内に抑える金融政策を採ることが可能とした上で、金利動向について、①預金貸出基準金利は、資産価格が更に高騰しインフレ見通しが強まる場合は引き上げが検討される、②短期金利は、2月以降は今年の第3四半期並みの水準で推移、5月以降は半期末の6月末が意識されて更に上昇圧力が高まる、③中長期金利は、第1四半期は季節要因や昨年来の金融引締め効果による景気下押し効果が現れる可能性が意識されて横ばいから低下圧力がかかるものの、第2四半期以降は例年通りの投資プロジェクト等の本格化、国債をはじめとした債券発行の増加に伴い上昇圧力がかかるものと予想しています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、「財税【2013】106号通達」に基づき、2014年1月1日から施行されている、郵政事業と鉄道輸送業を「営業税から増値税への移行パイロットプログラム」に組み入れる税制措置の重要な変更ポイントと影響について紹介しています。

法務「消費者権益保護法の改正に伴う企業としての注意点」は、本年3月15日から施行される消費者権益保護法の改正について、その要点と外資系企業が注意すべき基本事項を解説しています。今回の法改正は総じて、中国の消費の実情に立脚し、消費者の権益保護に注力し、事業者の責任を厳しく問う内容となっており、中でも、事業者の義務が加重されたことに鑑みると、中国で事業展開する外資企業、特に商品販売業務に従事する企業は、改正法の内容に基づき、消費者の個人情報保護に関する社内制度の整備とともに、広告宣伝、販売、アフター・サービスなどに際して規制対象となる詐欺行為の防止策を確立する必要があると指摘しています。また、インターネットを利用する販売業者は、改正法におけるインターネットショッピング関連規定を重視すること、食品、薬品等商品の生産・販売企業は、改正法のほか関連法令の新動向にも着目することが望まれるとしています。



2013年の外資政策と2014年の若干の展望

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
海外アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

2013年の中国政府の外資導入方針は、主にサービス業の対外開放を拡大するというものだったが、新たに設置された中国（上海）自由貿易試験区では若干の措置が採られたものの、全国範囲ではほとんど動きがなかった。その一方で、2013年は政府の役割転換をめざす行政改革が進展し、さまざまな面で外資に関係する措置が採られた。2013年の外資政策は、総じて開放よりも改革の動きが目立ったと言える。

以下に、2013年のこれらの状況を整理し、合わせて2014年の動向を展望してみたい。

サービス業の対外開放

中国の外資導入は、2011年から実行額でサービス業が製造業を上回っており、2013年にはサービス業が全産業の半数を超えたとされている（注1）。こうした中で、中国政府からサービス業の対外開放拡大の方針が打ち出されたことから、2013年は新たな分野の開放、外資制限の緩和が進むものと期待された。

開放拡大の重点分野は、「金融、物流、教育、科学技術、医療、体育など」とされていた（注2）が、実際にはこれらの分野を含めて新たな開放の動きはほとんどなかった。わずかに、a) 養老機構の設立要件が緩和されたこと、b) 物流分野で国際船舶代理業に対する交通運輸部の認可が撤廃されたこと、c) 教育分野で中外合作学校の校長・主要行政責任者に対する教育部門の認可が撤廃されたこと、d) “営業性公演仲介機構”の許可証更新・変更登記の手続きが撤廃されたこと、があったくらいである（注3）。医療分野では、2012年4月に「中外合弁・合作医療機関管理弁法」の改正草案が公開されたことから、外資制限が緩和されると見られたが、2014年1月末現在も公布されていない。

一方で、2013年10月に中国（上海）自由貿易試験区が開業し、一部サービス業の開放拡大措置が試行されることになった（別表の通り）。

その措置は、金融、運輸、通信、建設、文化・娯楽、教育、医療などの分野で33項目に上っているが、多くは外資比率、登録資本、業務などの制限を一部緩和するもので、これまで外資の参入が許可されなかった分野の開放については、付加価値通信の一部、教育・職業訓練機関、医療機関など若干の分野にとどまっている。

付加価値通信は、これまでは外資の参入条件・手続きを定めた規定はあったが、実際に業務許可が付与された例はほとんどなかっただけに、新たに開放される意味は大きい。ただし、許可される業務は、オンラインストア、データ保存・転送、コールセンター、国内マルチ通信サービス、インターネット接続サービス、IP-VPN（仮想私設通信網サービス）、電子商取引サービスの7種に限られている。これらは、IP-VPNと電子商取引サービスを除いて外資比率制限（一般の地区では50%以下）が緩和され、営業地域もインターネット接続サービス以外は全国範囲とされるが、実際の運用がどうなるかは管理規則が制定されないとわからない（注4）。

教育・職業訓練機関は、一般の地区では公益的な性格を持つものしか許可されないが、試験区では営利を目的とする機関が許可されることになった。また、一般の地区では分公司の設立は許可されないが、試験区では可能とされており、試験区外でも営業を行うことができると見られる（注5）。ただし、具体的な条件はまだ明らかになっていない。

医療機関については、一般の地区では香港・マカオ・台湾企業にしか独資が認められていなかったが、試験区では外資一般に開放された。ただし、設立・運営の要件は他の地区と同じとされ、試験区

外での分公司の設立も許可されない(注6)。

＜中国（上海）自由貿易試験区でのサービス業の開放拡大措置＞

分野	実施措置
銀行サービス	①条件に合致する外資金融機関による外資銀行の設立、条件に合致する民営資本と外資金融機関による中外合弁銀行の設立を許可。条件が整った時に、制限付き営業許可を持つ銀行の設立を試行。 ②管理規則の整備、有効な監督管理の強化を前提に、条件に合致する中資銀行によるオフショア事業を許可。
専門健康医療保険	外資の専門健康医療保険機構の設立を試行。
ファイナンスリース	①ファイナンスリース会社の設立する単体の航空機・船舶を運用する子会社の最低登録資本を撤廃。 ②ファイナンスリース会社による主業務に関連する商業ファクタリング業務の兼営を許可。
遠洋貨物運輸	①中外合弁・中外合作国際船舶運輸企業の外資比率制限を緩和。国務院交通運輸主管部門が管理試行規則を制定。 ②中資企業が所有または持分を所有する非中国籍船に対し、輸出入コンテナの国内沿海港と上海港の間の輸送業務の先行試行を許可。
国際船舶管理	外商独資での国際船舶管理企業の設立を許可。
付加価値通信	ネットワーク情報の安全保障を前提に、外資企業による特定形式の一部付加価値通信業務の経営を許可。行政法規の範囲を超える場合は、国務院の許可が必要。
ゲーム機、娯楽機の販売・サービス	外資企業がゲーム・娯楽設備の生産・販売に従事することを許可。文化主管部門の内容審査に合格したゲーム・娯楽設備は国内市場向けに販売可。
弁護士サービス	中国の弁護士事務所と外国（香港・マカオ・台湾地区）の弁護士事務所の緊密な業務協力方式・システムを模索。
信用調査	外商投資信用調査会社の設立を許可。
旅行社	条件に合致する中外合弁旅行社に台湾地区を除く出国旅行業務への従事を許可。
人材仲介サービス	①外資比率70%までの中外合弁を許可。香港・マカオのサービス提供者には独資を許可。 ②最低登録資本を30万米ドルから12.5万米ドルに引き下げ。
投資管理	株式制の外商投資性会社の設立を許可。
工事設計	上海市にサービスを提供する外資工事設計（工事調査を含まない）企業に対し、初回資質申請時の投資者の工事設計業績要求を撤廃。
建築サービス	外商独資建築企業に対し、上海市の中外共同建築プロジェクトを請け負う際の建築プロジェクトの外国側投資比率の制限を撤廃。
公演仲介	出資比率制限を撤廃。外商独資公演仲介機構は、上海市へのサービス提供のみ可。
娯楽施設	外商独資を許可。サービス提供は試験区内でのみ可。
教育訓練、職業技能訓練	①中外合作経営の経営性教育訓練機関の設立を許可。 ②中外合作経営の経営性職業技能訓練機関の設立を許可。
医療サービス	外商独資医療機関の設立を許可。

(出所)「中国（上海）自由貿易試験区全体計画」（国務院、2013年9月18日発布）による。

以上のように、試験区でのサービス業の開放拡大措置は、“試点”（試行）でありながら大きな前進と言えるものは少なく、外資に対してインパクトを与えるほどの内容ではないという印象である。

党・政府は、引き続きサービス業の対外開放を推進する方針を掲げている。2013年11月の共産党中央委員会総会（3中全会）では「改革の全面的深化の若干の重大問題に関する決定」が採択され、各分野での今後の改革の方向性・重点が示されたが、投資分野の対外開放については、「金融、教育、文化、医療等のサービス分野の秩序ある開放を推進し、養育・養老、建築設計、会計監査、商業・貿易・物流、電子商取引等のサービス分野への外資参入制限を緩和」するとされている。

その表現からも、サービス業の対外開放は一気に全面的に行うのではないことがわかる。おそらくは後述する行政改革や国有企業改革などの国内の制度改革を先行させ、外資の受け入れ条件を整備しながら進めていくように思われる。ただし、中国は諸外国・地域との自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の締結・加盟を促進する方針を採っており、いっそうの改革・開放はその必要条件でもあることから、あまり長い期間をかけることはなさそうである。

行政改革の推進

サービス業の対外開放が進まない中で、2013年は政府の“職能”（役割）転換をめざす行政改革が実施され、外資関連でもさまざまな措置が採られた。その端緒となったのは、2013年3月の全人代で「国務院機構改革及び政府職能転換計画」（注7）が採択されたことである。行政改革自体は以前から経済体制改革の重点課題とされてきたが、習近平政権が誕生した2012年11月の第18回党大会で「経済体制改革の全面的深化」が目標に掲げられたことで、本格的に動き出したように見える。

上記の計画によれば、政府の役割転換とは資源配分を市場の調節機能に委ねる「社会主義市場経済体制」の加速・整備を目的とし、「行政の簡素化と権限委譲の継続、機構改革の推進、制度メカニズムの整備、行政効率の向上」を図ることを目標としている。具体的には、①企業と個人の投資に対する審査・許可事項の減少と権限委譲、②生産・経営活動に対する審査・許可事項の減少と権限委譲、③資質・資格の許可・認定の減少のほか、④工商登記制度改革などがあげられている。

このうち①～③については、2013年は3回にわたって国務院の審査・許可項目の取り消しと権限の下部委譲が行われた（注8）。これより前は2002～12年の11年間で6回行われただけなので、明らかにスピードが速くなっている。その中には、外国投資者の投資にかかる審査・許可、外商投資企業の生産・経営活動にかかる審査・許可事項も多数含まれている。

2014年には更に、国務院各部門の全ての行政審査・許可事項リストの公開と取り消し・権限委譲、非行政許可審査・許可事項の整理・取り消し、生産経営活動分野の行政審査・許可事項70項目の取り消し・権限委譲を行うとされている（注9）。

<主な外資関連の行政審査・許可事項の調整>

項 目	調 整 内 容
国際船舶代理業務の審査・許可	交通運輸部の審査・許可を取り消し①
中外合作学校の校長/主要責任者の承認	教育部の承認を取り消し①
中外合弁・合作公演マネジメント機構の名称、住所、法定代表者/主要責任者、経営項目の変更 審査・許可	文化部の審査・許可を取り消し①
外国企業常駐代表機構の登記	国家工商行政管理総局から省級工商行政管理部門に権限委譲①
外国（地区）企業の中国国内での生産経営活動認可	国家工商行政管理総局から省級工商行政管理部門に権限委譲①
香港・マカオ・台湾地区投資者による独資医院設立の審査・許可	国家衛生・計画生育委員会から省級衛生・計画生育部門に権限委譲②
国外会計事務所による内地での臨時監査業務の審査・許可	財政部から省級財政部門に権限委譲③

外商投資道路運輸業のプロジェクト立案の審査・許可	交通運輸部から省級交通運輸部門に権限委譲③
在中国外国商会の審査・許可	商務部の審査・許可を取り消し③
香港・マカオ投資者による合弁・合作・独資の公演仲介機構及び公演施設の設定審査・許可	文化部から省級文化部門に権限委譲③
加工貿易の届出・変更、外注加工、深加工結転（加工貿易企業間の間接輸出取引）、余剰材の繰り越し、消し込み、廃棄の認可	税関総署の認可を取り消し③
輸入貨物の直接積み戻しの認可	税関総署の認可を取り消し③
関税の減免及び輸入増値税の代理徴収、輸入貨物の滞納金の減免、関税・輸入増値税の納付期限延長の審査・許可	税関総署から直属税関（各省・自治区・直轄市の最上級税関）に権限委譲③
税務登記の認可	国家税務総局の認可を取り消し③

(注) 表中の①は2013年5月15日から、②は7月13日から、③は11月8日から実施。

「政府認可投資プロジェクト目録」の改訂

上記（「行政改革の推進」）①企業と個人の投資に対する審査・許可事項の減少と権限委譲に関連して、2013年12月には「政府認可投資プロジェクト目録」が2004年以来、10年ぶりに全面的に改訂された（注10）。この目録には、農業・水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、素材、機械製造、軽工業、都市建設、社会事業、金融及び外商投資、域外投資の13分野（プロジェクト数は外商投資と域外投資を除き49項目）の重大・制限プロジェクトが記載されており、該当プロジェクトは政府（国务院、省級政府及びそれ以下の地方政府）が認可を行うが、その他のプロジェクトは政府に届出を行うこととされている。

このうち外商投資プロジェクトについては、以下のように定められている。

新しい規定	以前の規定（注11）
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティ（または相対的マジョリティ）の要求のある総投資額（増資を含む）3億米ドル以上の奨励類プロジェクトと、同じく5千万米ドル以上の制限類プロジェクト（不動産を含まない）は、国务院投資主管部門（国家發展改革委員会）が認可を行う。 ✓ 「外商投資産業指導目録」制限類の不動産プロジェクトと総投資額（増資を含む）5千万米ドル未満のその他の制限類プロジェクトは、省級政府が認可を行う。 ✓ 「外商投資産業指導目録」で中国側マジョリティ（または相対的マジョリティ）の要求のある総投資額（増資を含む）3億米ドル未満の奨励類プロジェクトは、地方政府が認可を行う（地方各級政府の認可権限は、省級政府が定めてよい）。 ✓ 上記以外の本目録第1～第11分野（外商投資と域外投資以外）のプロジェクトは、それぞれの規定により認可を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「外商投資産業指導目録」の総投資額（増資を含む）3億ドル未満の奨励類・許可類プロジェクトは、「政府認可投資プロジェクト目録」で国务院関係部門の認可を要するものを除き、省級發展改革委員会が認可を行う。 ✓ 同じく総投資額（増資を含む）5千万米ドル未満の制限類プロジェクトは、省級發展改革委員会が認可を行う。 ✓ 同じく総投資額3億米ドル未満の奨励類・許可類プロジェクト及び総投資額5千万米ドル未満（増資は1件当たりの金額が上記総投資額未満の場合）の外商投資企業の設定・変更は、省級商務部門が審査・認可を行う。

✓外商投資企業の設立・変更事項については、 現行の関連規定に従って商務部及び地方政府 が認可を行う。	
--	--

これらを比べると大きな違いはないように見えるが、以前の規定では全ての外商投資プロジェクトが政府認可の対象とされていたのに対し、新しい規定では認可プロジェクトが限定されており、この目録に記載されていないプロジェクトについては、認可制でなく届出制が適用されるという(注12)。外商投資の手続きは、プロジェクト内容の認可(主に発展改革部門による)と企業設立・変更認可(商務部門による)に分かれるが、認可制から届出制に変わるのはプロジェクト内容の方で、企業設立については現行の外資三法(「中外合弁企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」)によって引き続き認可制が採られる。ただし、外資三法については、改正が全人代常務委員会の立法計画に上がっており、2013年12月に商務部からパブリックコメントを求める通知が出ている(注13)。今回の改正は大幅なものになると見られるが、外商投資企業の設立手続きについても認可制から届出制に変わる可能性がある。

中国(上海)自由貿易試験区での届出制の試行

中国(上海)自由貿易試験区では、開業した2013年10月から他の地区に先行して外商投資手続きでのプロジェクト内容と企業設立・変更の届出制が試行されている(注14)。これは、“ネガティブ・リスト管理モデル”という外商投資管理方式と表裏一体で実施されているもので、別に制定された外商投資のネガティブ・リスト以外の各種外商投資プロジェクトと外商投資企業に適用される。外商投資プロジェクトについては、ほかに上記の「政府認可投資プロジェクト目録」に記載されるものが届出制の例外とされ、従来どおり認可制が適用される。

プロジェクトの届出と企業設立・変更の届出は、本来は別々の手続きだが、試験区では同時に行うことが認められている。外商投資手続きには、ほかに企業名称事前認可、営業許可証取得(企業設立・変更)後の関係部門での登記があるが、試験区ではこれらを一括して行うことができ、関係部門の登記(一部を除く)まで4日で完了し、以前の29日から大幅に短縮したという。

また、後述する工商登記制度改革の各種措置も同時に試行されており、これら一連の措置によって試験区での投資・企業設立は期間・コストの面で大いに利便性が高まったと言える。

ただ、投資が許可される分野については、他の地区と比べて大きな差はない。ネガティブ・リストに記載されるプロジェクトとその条件は、他の地区の外商投資企業に適用される「外商投資産業指導目録」や国务院の産業政策で制限されるプロジェクト・条件とほぼ同じである。

工商登記制度改革と「公司法」改正

上記(「行政改革の推進」)④の工商登記制度改革も、行政改革の一つである。その内容は、企業の登記条件の緩和と手続きの簡素化を趣旨として広範囲にわたるが、2013年は登録資本登記制度改革が中心となった。10月の国务院常務会議では、登録資本登記制度改革について以下の内容が決定された。

- a) 登録資本の登記条件緩和：最低登録資本を撤廃、公司設立時の初回出資比率及び出資期限の制限を撤廃、実収資本(払い込み済み資本金)を登記事項から除外。
- b) 企業年検制度を年度報告制度に変更。
- c) 住所の登記条件を緩和：地方政府が具体的に規定。
- d) 企業信用制度建設を推進：企業の登記・年度報告・資格等の情報を公示、電子営業許可証と登記過程での電子管理を実施、違法企業の“ブラックリスト”を公開。
- e) 登録資本の払い込み登記制を引き受け登記制に変更：出資者の出資引き受け額、出資方法、出資期限等を自由化。

これを受けて、2013年12月末には全人代常務委員会で「公司法」が改正され、2014年3月1日から施行されることになった。その内容は下表の通りだが、上記のa)とe)に当たる。その他の改

革の内容は、今後改正される予定の「公司登記管理条例」などの関係法令に反映されるものと思われる。

「公司法」の主な改正点

- ✓ 出資払い込み期限（有限責任公司・株式有限公司とも2年以内で投資公司是5年以内、一人有限責任公司是登記前に一括払い込み）の規定が撤廃。
- ✓ 最低登録資本（有限責任公司3万元、一人有限責任公司10万元、株式有限公司500万元）の規定が撤廃。
- ✓ 分割払い込みの場合の初回出資比率（有限責任公司・株式有限公司とも20%以上）の規定が撤廃。ただし、法律・法規・國務院決定に定めがある場合はそれに従うとされている。
- ✓ 有限責任公司的現金出資額について、登録資本の30%以上とする規定が撤廃。
- ✓ 有限責任公司的營業許可証の記載事項から「実収資本」（払い込み済み資本金）が削除。
- ✓ 登記時の申請書類から「驗資証明」が削除。

これらの新しい規定は、外資三法と抵触しないため、外商投資企業にも適用されると見られる。今後は、出資払い込み期限、現金出資比率の制限がなくなり、「驗資」（會計事務所による出資検査）が不要となることで、投資・企業設立のコストが下がることが期待される。ただし、登録資本の金額については、外商投資企業には登記前の認可制が適用されていることから、審査・認可機関（商務部門）の判断となる。この点、どういう運用がなされるかが今後の外資に対する待遇を示すものとして注目される。

- (注1) 商務部の発表によれば、2013年の実行額は約1176億米ドルで、そのうちサービス業が約615億米ドル（前年比約14%増）、製造業約456億米ドル（同約7%減）となり、初めて過半を占めた。サービス業で特に伸びが高かった業種は、「社会福利保障業」（前年比約4.7倍増）、「電気機械修理業」（同約4.1倍増）、「娛樂サービス業」（同約2.2倍増）とされている。
- (注2) 「2013年の經濟体制改革深化の重点業務に関する意見」（國務院、国發[2013]20号、2013年5月18日發布・実施）。
- (注3) ①は「養老機構設立許可弁法」（民政部令第48号、2013年6月28日公布、同年7月1日施行）、②～④は「國務院の一部行政法規の廢止及び改正に関する決定」（國務院令第638号、2013年7月18日公布・施行）による。
- (注4) 「工業情報化部・上海市人民政府の中国（上海）自由貿易試驗区の付加価値通信業務の更なる對外開放に関する意見」（2014年1月6日發布）。
- (注5) 「中国（上海）自由貿易試驗区中外合作商業性訓練機關管理暫定施行弁法」（滬府弁發[2013]64号、2013年13日發布・実施）。
- (注6) 「中国（上海）自由貿易試驗区外商獨資醫療機關管理暫定施行弁法」（滬府弁發[2013]63号、2013年13日發布・実施）。分公司の設立不許可については、「中国（上海）自由貿易試驗区外商投資參入特別管理措置（ネガティブ・リスト）（2013年）」（滬府發[2013]75号）の記載による。
- (注7) 「國務院機構改革及び職能轉換計劃」（2013年3月14日第12期全人代第1回會議で採択）。
- (注8) 「行政審査・許可項目等事項の取消及び權限委讓に関する決定」（国發[2013]19号、2013年5月15日發布・実施）、「50項目の行政審査・許可項目等事項の取消及び權限委讓に関する決定」（国發[2013]27号、2013年7月13日）、「一連の行政審査・許可項目の取消及び權限委讓に関する決定」（国發[2013]44号、2013年11月8日發布・実施）。
- (注9) 2014年1月8日の國務院常務會議での決定による。
http://www.gov.cn/ldhd/2014-01/08/content_2562378.htm
- (注10) 「國務院の政府認可投資プロジェクト目録（2013年版）の發布に関する通知」（国發[2013]47号、2013年12月2日發布・実施）。

- (注 11) 「国家發展改革委員会の外商投資プロジェクトの権限委譲業務を適切に行うことに関する通知」(発改外資 [2010] 914 号、2010 年 5 月 4 日発布・実施)、「商務部の外商投資審査・認可権限委譲の関係問題に関する通知」(商資発 [2010] 209 号、2010 年 6 月 10 日発布・実施)。
- (注 12) 国家發展改革委員会の説明によれば、外商投資プロジェクトについては、「投資前段階での内国民待遇とネガティブ・リスト管理モデルにより、制限類プロジェクトと中国側マジョリティ (相対的マジョリティを含む) の要求のある奨励類プロジェクトは認可を保留したが、その他のプロジェクトは内資プロジェクトに対する統一規定により認可制または届出制に分けて実施する」としている。
http://www.gov.cn/gzdt/2013-12/13/content_2547382.htm
- (注 13) 商務部のパブリックコメントを求める通知は、商務部の HP に掲載されている。
<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/as/201312/20131200417369.shtml>
- (注 14) プロジェクト内容の届出については「中国 (上海) 自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」(滬府発 [2013] 71 号、2013 年 9 月 29 日公布、同年 10 月 1 日施行)、また企業設立・変更の届出については「中国 (上海) 自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」(滬府発 [2013] 73 号、2013 年 9 月 29 日公布、同年 10 月 1 日施行) による。

(執筆連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザー事業部

住 所 : 東京都港区虎ノ門 5-11-2

E-Mail : r-ikegami@murc.jp TEL : 03-6733-3948



2020年に向けた中国の改革深化に関する政策方針 ～共産党第18期三中全会での「決定」について～

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（略称「第18期三中全会」）が、2013年11月9日から11月12日まで北京で開催され、11月15日に会議で審議・採択された「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する共産党中央の決定」（略称「決定」）の全文が公表された。

「決定」は2万字に達し、合計16の部分から構成され、政治、経済、財政、金融、行政、人口政策、社会発展などについて、2020年までの改革と発展の目標を詳細に述べた文献である。本レポートでは過去の「三中全会」の歴史的な意義を振り返るとともに、今回の習近平政権の改革深化に関する決定の主な内容、その影響及び残された課題などについて分析した。

1. 過去の「三中全会」と中国の経済発展

中国では通常、共産党大会が5年に一度開催され、そこで任期5年の政権が誕生する。最高指導部の人事を決める「一中全会」、政府指導部の人事を決める「二中全会」と比べ、「三中全会」は共産党新指導部の政策方針を打ち出す最初の機会として注目度が高い。

過去においては「三中全会」での改革政策の発表が中国の社会と経済に大きな影響を与え、歴史的な意味を持つことが多くあった。1978年から2012年までの中国の実質GDP成長率が平均9.9%の高水準に達したのはこのような「三中全会」での国家発展に関する政策方針の設定と深い関連があったとみられている（図1）。

中でも鄧小平氏が最高指導者として開催した1978年の第11期三中全会は、改革開放路線への転換が確定され、中国経済の画期的な転換点となる最も影響の多い会議であった。1984年の第12期では、計画的な商品経済の発展が認可された。1988年の第13期では「経済環境と経済秩序の整備」を提唱し、上海証券取引所を設立し、企業の株式市場での資金調達が可能になった。

また、鄧小平氏が改革開放の加速を呼びかけた「南巡講話」発表後に開催された1993年の第14期では、「社会主義市場経済」体制が承認され、市場経済の発展を加速させた。1998年の第15期では社会主義新農村の建設と多様な所有制による共同発展を提唱し、WTO加盟と貿易大国への躍進を実現させた。

さらに、胡錦濤政権となった2003年の第16期では、「科学的発展観」が提起され、8億人の農民を対象とする農業税の撤廃、および国有銀行の株式公開による金融改革などの成果があった。

ただ、胡錦濤政権期間中（2003年-2012年）には、所得格差問題、環境汚染問題、独占業界への参入緩和、市場競争メカニズムの導入などの諸問題が解決に至らず、2008年世界金融危機発生後の景気刺激策の発動によって、各種問題がむしろ一層深刻化したとみられている（表1）。

図1： 「三中全会」での主な改革と中国の実質GDP成長率

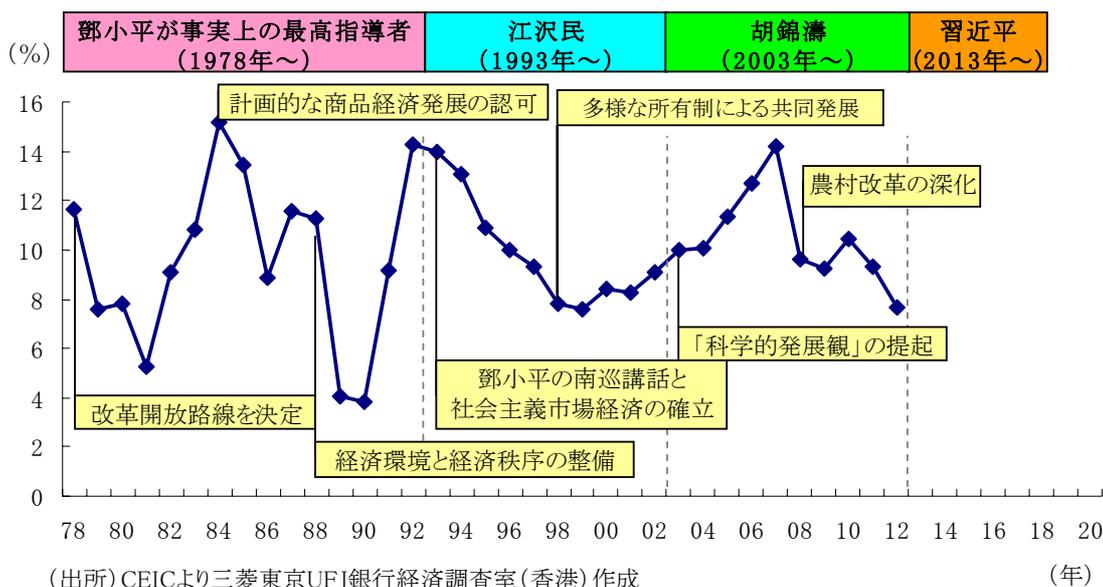


表 1： 過去の「三中全会」と主な改革（1978年～）

開催年	党大会 会期数	改革 分野	改革内容 (主な事件)	改革に対する評判 (◎成功、△成果不足、×失敗)	主催者	最高 指導者
1978年	第11期	政治	党の工作重点を経済発展へ転換	◎ 成功 改革開放政策への転換を開始	華国鋒	
		経済	改革開放路線を決定			
1984年	第12期	経済	計画的な商品経済の発展を認可	◎ 成功 市場経済の導入	胡耀邦	鄧小平
		国有 企業	政商分離、国有企業の所有権と経営権 の適度な分離を認可	△ 成果不足 国有企業の経営効率低下問題は 現在に至るまで未解決		
1988年	第13期	経済	経済環境と経済秩序の整備 (1990年上海証券取引所を設立)	× 失敗 1989年にインフレ率が20%に 天安門事件発生	趙紫陽	
1993年	第14期	経済	社会主義市場経済体制の確立 (1992年鄧小平氏「南巡講話」を発表)	△ 成果不足 市場経済の作用を認可、 ただし改革は未徹底に終わる	江沢民	江沢民
		金融	商業銀行の発展と外為管理体制の改革	△ 成果不足		
		税制	中央と地方の分税制の導入	△ 成果不足 地方政府の財力不足により 中央と地方との矛盾が鮮明に		
1998年	第15期	経済	社会主義新農村の建設と多様な所有制 による共同発展(WTO加盟)	◎ 成功 貿易大国への躍進		
2003年	第16期	経済	「科学的発展観」の提起 (8億農民を対象とする農業税の撤廃)	△ 成果不足 所得格差、環境汚染問題の 解決は現在も困難	胡錦濤	胡錦濤
		国有 企業	独占業界への参入を緩和、 市場競争メカニズムの導入	× 失敗 国有企業による独占が深刻化		
		金融	国有商業銀行の株式制改革を実施	◎ 成功 国有銀行の上場により金融改革が進む		
		戸籍 制度	都市部に職と住所のある農村人口に 都市戸籍の登記を認可	△ 成果不足 農民工の都市編入は現在も困難		
2008年	第17期	農村改革の深化				

(出所) 各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

2. 「第 18 期三中全会」で決定された改革の主な内容

(1) 国有企業改革と財政・税制改革の推進

国有企業改革について、国有資本の主導的な地位を強調するとともに、混合所有制経済を積極的発展させ、非国有企業の国有企業投資プロジェクトへの出資を認可し、非公有制企業による国有企業改革への参加を奨励している。政治と企業の分離、政治と資本の分離、フランチャイズ経営、政府の管理監督などに重点を置いた改革を実行する。また、公共資源の配置を市場化し、各種形式の独占を排除することを強調した。国有資本の一部を社会保障ファンドに移管し、国有企業の公共財政への利益上納比率を 2020 年までに 30%に引き上げるとの数値目標が設定された。

財政改革について、財政予算管理制度改革を実施し、重点支出項目や財政収支の伸び率と GDP との連動を排除し、発生主義に基づいた総合財務報告制度を構築する。また、中央と地方政府の債務管理とリスク警告システムの規範化を推進する。

税制改革に関して、直接税比率を徐々に引き上げ、付加価値税改革を推進して税率の簡素化を図る。高エネルギー消耗、環境汚染製品、及び一部の贅沢消費財への課税を強化する。個人所得税制度の段階的な構築、不動産税の立法化、資源税改革の加速、環境保護税の導入を推進する（表2）。

表2：2013年三中全会での「改革深化に関する決定」の主な内容（その一）
～国有企業改革と財政・税制改革の推進～

分野	主な内容
国有企業改革	<ul style="list-style-type: none"> ■混合所有制経済の積極的發展。非国有企業の国有企業投資プロジェクトへの出資を認可。非国有制企業による国有企業改革への参加を奨励。 ■国有企業の管理体制を改善し、国有企業の経営権認可体制を改革、若干の国有企業による運営会社を設立し、条件を満たす国有企業に対する国有資本投資会社への再編をサポート。 ■国有資本が継続的に経営する独占業界に対しては、政治と企業の分離、政治と資本の分離、フランチャイズ経営、政府の管理監督などに重点を置いた改革を実行。 ■公共資源の配置を市場化し、各種形式の行政独占を更に排除。 ■国有資本の一部を社会保障ファンドに移管し、国有企業の公共財政への利益上納比率を2020年までに30%に引き上げる。 ■プロフェッショナル マネージャー制度を導入し、国有企業の経営投資に対する責任体制を強化。
財政・税制改革	<ul style="list-style-type: none"> ■予算管理制度改革 <ul style="list-style-type: none"> □重点支出項目や財政収支の伸び率とGDPとの連動を排除。 □発生主義に基づいた総合財務報告制度を構築。 □中央と地方政府の債務管理とリスク警告システムの規範化。 □中央政府が地方の財政不足を政策の形で支援を増加、原則として一般性移転支出の形で調整。 ■税収制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> □直接税比率を徐々に引き上げ、付加価値税改革を推進して税率の簡素化を図る。 □高エネルギー消耗、環境汚染製品、及び一部の贅沢消費財への課税を強化。 □個人所得税制度を段階的に構築。 □不動産税の立法化、資源税改革を加速し、環境保護税の導入を推進。

(出所)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(2) 現代的な市場メカニズムの完備の加速～価格設定改革と金融改革

今回の「決定」では経済体制改革が改革深化の重点となっており、その中核となる問題は政府と市場の関係を適切に処理し、資源配分において市場の「決定的」な役割を發揮させると強調している（表3）。従来の「基礎的」という表現からさらに踏み込んだ格好である。

具体的には、市場価格の決定メカニズムを改善し、水・石油・天然ガス・電力・交通・通信等の領域において価格改革を行う。政府が決定する価格設定の範囲を、重要な公共事業・公益サービス・通信、ネット等の領域に限定することを明言した。

土地価格については、計画と用途管理の前提のもとで、農村の集団所有経営性用地の譲渡、賃借、株式化を許可、国有地と同じく市場化し、同じ条件ならば同じ価格とする。土地徴用の範囲を縮小し、土地を徴用された農民への保障を改善する。国家・集団・個人の土地収益の分配メカニズムを構築、個人の土地収益を合理的なレベルに引き上げる。国有

地の有償使用範囲を拡大、非公益性用地の分配を縮小し、都市部・農村部の統一的な建設用地市場を構築する。

金融改革については、条件を満たす民間資本に対して中小銀行等の金融機関への資本参入を認可する。新規株式公開の登録制への改革を推進し、多くのルートから株式市場の資金を調達する。債券市場の発展と規範化を進め、直接融資の比重を向上させる。人民元為替レート自由化のメカニズム形成を改善し、金利自由化の推進を加速し、資本市場の自由化を推進し、資本と金融の海外での取引量を増加させ、資本項目下の人民元自由化を加速させる目標を表明した。

表3：2013年三中全会での「改革深化に関する決定」の主な内容（その二）
～現代的な市場メカニズム整備の加速～

分野	主な内容
価格設定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定地方の保護、寡占、不当廉売に反対。優勝劣汰の市場化メカニズムを健全にし、破産制度を改善。 ■ 市場による価格決定メカニズムを改善し、水・石油・天然ガス・電力・交通・通信等の領域において価格改革を行い、競争性のある価格とする。 ■ 政府が決定する価格設定の範囲を、重要な公共事業・公益サービス・通信、ネット等の領域に限定。 ■ 計画と用途管理の前提のもとで、農村の集団所有経営性用地の譲渡、賃借、株式化を許可、国有地と同じく市場化し、同じ条件ならば同じ価格とする。 ■ 土地徴用の範囲を縮小し、土地を徴用された農民への保障を改善。 ■ 国有地の有償使用範囲を拡大、非公益性用地の分配を縮小。 ■ 国家・集団・個人の土地収益の分配メカニズムを構築、個人の土地による収益を合理的なレベルに引き上げ。 ■ 農産物の価格形成メカニズムを改善。 ■ 都市部・農村部の統一的な建設用地市場を構築。
金融改革	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条件を満たす民間資本に対して中小銀行等金融機関への資本参入を認可。 ■ 新規株式公開の登録制への改革を推進し、多くのルートから株式市場の資金を調達。債券市場の発展と規範化を進め、直接融資の比重を向上。 ■ 人民元為替レートの自由化のメカニズムを改善し、金利自由化の推進を加速。資本市場の自由化を推進し、海外での資本と金融の取引量を増加、資本項目下の人民元自由化を加速。 ■ 預金保証制度の構築と、金融機関の市場自由化時の淘汰メカニズムを整備。 ■ 金融包摂 (Financial Inclusion) の発展、金融商品の種類を増やす。

(出所) 政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(3) 都市・農村の一体化体制の推進

① 土地政策について

農民の土地権益に対する保護が中心的な内容となった（表4）。

農村の土地集団所有権を堅持し、農民の土地請負経営権を法律にて保護する。農民の請負農地の占有・使用・収益・転売および請負経営権の抵当・担保権を認可する。農民が農地請負経営権にて株式を取得し、農村の産業化経営を発展させることを認可する。農地請負経営権の公開市場における専門大手企業・家庭農場・農民合作社・農村企業の間における販売・転売を奨励する。

農民により多くの財産権を賦与し、農民に集団資産株式の所有・収益・売却・抵当・担保・継承権を与える。農民の住宅財産権の抵当・担保・転売を数箇所の試験地で推進し、農民の財産性収入増加のルートを研究し、農村の財産所有権の移転交易市場を構築する。

農民の生産要素権益を保障し、農民工に対する同職種同報酬を保障し、農村土地収益の農民への公平な配分を保障する。農業補助制度を改革し、食料主要産地の利益と保証メカニズムおよび農業保険制度を改善する。社会資本による農村建設を奨励し、企業や社会組織が農村にて各種事業を開始することを認可する。

② 都市化政策について

過去に発表された施策の曖昧さとは異なり、明確な政策方針が示された（表4）。

まず、都市化に関わる地方政府の資金調達について、透明かつ規範化された都市建設投融资制度を構築し、地方政府が債券発行等多種の方法により都市建設の融資ルートを拡大することを認可するとした。

また、社会資本によるフランチャイズ等の経営モデルを活用して都市インフラ投資および運営に参画することを許可し、都市インフラ建設や住宅政策性金融機構の設立について検討する。

農業人口の市民化について、条件を満たす人口を徐々に都市部の市民として移住させる。人口管理と戸籍制度の改革により、鎮および小都市における移住制限を全面的に緩和、中型都市の移住制限を徐々に緩和、大型都市の移住条件を合理的に設定し、特大型都市の人口規模を厳格にコントロールする方針を明らかにした。

都市部での基本公共サービスが全常住人口をカバーする改革を徐々に推進、都市に移住した農民を都市部の住宅・社会保障システムに完全に組み込むとし、農民が市民になった後の市民としての福利厚生問題の解決を図っている。

表4： 2013年三中全会での「改革深化に関する決定」の主な内容（その三）
～都市・農村の一体化体制の推進～

分野	主な内容
土地政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型農業経営体系の構築加速。 ■ 農村の土地集団所有権を堅持し、農民の土地請負経営権を法律にて保護。 ■ 農民の請負農地の占有・使用・収益・転売および請負経営権の抵当・担保権を認可。農民が農地請負経営権にて株式を取得し、農村の産業化経営を発展させることを認可。 ■ 農地請負経営権の公開市場における専門大手企業・家庭農場・農民合作社・農村企業の間における販売・転売を奨励し、多形式規模経営を発展。 ■ 財政項目資金を条件を満たす合作社へ直接投資することを認可、合作社の信用業務発展を認可。 ■ 農民により多くの財産権を賦与。農民に集団資産株式の所有・収益・売却・抵当・担保・継承権を賦与。 ■ 農民の住宅財産権の抵当・担保・転売を数箇所の試験地で推進し、農民の財産性収入増加の手段を研究し、農村の財産所有権の移転交易市場を構築。 ■ 農民の生産要素権益を保障し、農民工の同職種同報酬を保障、農村土地収益の農民への公平な配分を保障。 ■ 農業補助制度を改革し、食料主要産地の利益と保証メカニズムおよび農業保険制度を改善。 ■ 社会資本による農村建設を奨励し、企業や社会組織が農村にて各種事業を開始することを認可。
都市化政策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 透明かつ規範化された都市建設融資制度を構築し、地方政府が債券発行等多種の方法により都市建設の融資ルートを増大することを認可。 ■ 社会資本によるフランチャイズ等の形式にて都市インフラ投資および運営に参画することを許可し、都市インフラ建設や住宅政策性金融機構の設立について検討。 ■ 農業人口の市民化を推進し、条件を満たす人口を徐々に都市部の市民として移住。 ■ 人口管理と戸籍制度の改革により、鎮および小都市における移住制限を全面的に緩和、中型都市の移住制限を徐々に緩和、大型都市の移住条件を合理的に確定し、特大型都市の人口規模を厳格にコントロール。 ■ 都市部の基本公共サービスが全常住人口をカバーする改革を徐々に推進、都市に移住した農民を都市部の住宅・社会保障システムに完全に組み込む。 ■ 都市建設用地の供給を厳格に合理的に行い、都市部の土地利用効率を向上。

(出所) 政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(4) 開放型経済体制の構築

内外資本の投資参入条件を緩和し、外資の対中投資政策の安定性・透明性・予測可能性を維持する。金融・教育・文化・医療等サービス領域への投資を徐々に開放し、育児・養老・建築設計・会計審査・商業貿易物流・電子商取引等への外資の参入制限を緩和し、一般製造業についても外資参入の緩和を推進する（表5）。

企業・個人の対外投資を拡大させ、自身でリスクを負った上での海外におけるプロジェクトや労務協力の請負を認可する。新たな海外進出方式として、環境関連投資・買収合併投資・証券投資・共同投資等を認可し、関係国との商業投資ビザ協定の締結を加速させる。

現在の試験施行を基に、条件を満たす若干の地方において自由貿易区（港）を発展させ、香港・マカオ・台湾との経済協力を拡大させる。自由貿易区の建設を加速し、区内の市場参入・通関管理・検疫等の管理体制改革、環境保護・投資保護・政府購買・電子商取引等新分野での交渉を加速し、世界的に高水準な自由貿易区網の形成を図る。

内陸部の発展について、開放を拡大するとともに、内陸貿易・投資・技術イノベーションを推進し、加工貿易モデルを一新し、内陸産業群の発展に有利な体制を構築する。内陸

都市における国際旅客・貨物航空便ルートの増加を支持し、シルクロード経済ベルトおよび海上シルクロードの建設を推進する。

表5： 2013年三中全会での「改革深化に関する決定」の主な内容（その四）
～開放型経済体制の構築～

分野	主な内容
投資	<ul style="list-style-type: none"> ■投資参入条件を緩和。内外資本に関する法律を一本化し、外資政策の安定性・透明性・予測可能性を維持。 ■金融・教育・文化・医療等サービス領域への投資を徐々に開放。 ■育児・養老・建築設計・会計審査・商業貿易物流・電子商取引等への外資の参入制限を緩和、更に一般製造業についても緩和を推進。 ■企業・個人の対外投資を拡大。自身でリスクを負った上での海外におけるプロジェクトや労務協力の請負を認可。新たな海外進出方式として、環境関連投資・買収合併投資・証券投資・共同投資等を認可。 ■関係国との商業投資ビザ協定の締結を加速。
自由貿易区	<ul style="list-style-type: none"> ■現在の試験施行を基に、条件を満たす若干の地方において自由貿易園(港)区を発展。 ■香港・マカオ・台湾との協力を拡大。 ■自由貿易区の建設を加速、市場参入・通関管理・検疫等の管理体制を改革し、環境保護・投資保護・政府購買・電子商取引等新分野での交渉を加速して、世界的に高水準な自由貿易区網を形成。
内陸部発展	<ul style="list-style-type: none"> ■内陸部の開放を拡大。内陸貿易・投資・技術イノベーションを推進。 ■加工貿易モデルを一新し、内陸産業群の発展に有利な体制を構築。 ■内陸都市における国際旅客・貨物航空便ルートの増加を支持し、シルクロード経済ベルトおよび海上シルクロードの建設を推進。

(出所)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(5) 社会事業改革の推進～人口、医療衛生、社会保障制度、所得分配制度など

今回の「決定」では、計画出産という基本的な国策を堅持しながら、夫婦の一方が一人っ子である場合、2人目の子供の出産を認可する政策に変更し、高齢化に積極的に対応、社会養老サービス体系の構築と高齢者サービス産業の発展の加速を推進する内容が盛り込まれた(表6)。

医療保障、医療サービス、公共衛生、医薬品供給の監督管理体制に対する総合改革を推進し、地域の公共衛生サービス資源の統合を強化する。医者が薬品処方時にリベートを得る慣例を改め、合理的な医薬価格と科学的な補償体制を構築する。医療保険の支払い方法を改革し、全国民が加入する医療保険体系、及び重大疾病時の医療保険と救助制度の健全化を加速する。

年金制度の改革について、個人の年金口座制度を整備し、多く支払った者が多く受領できる制度を構築し、基礎養老金の全国的な統括管理を実現する。都市と農村住民の基本養老保険制度、基本医療保険制度を一本化させ、都市部における最低生活保障制度の統括的な計画を推進する。定年年齢を徐々に引き上げる政策の制定を検討する。

国情に見合った住宅保障と供給体系を改善し、公開され規範化された住宅公共積立金を設立し、住宅公共積立金の引き落とし、使用に関する監督管理体制を改善する。

社会保険基金の投資管理・監督を強化し、基金の市場化を推進して投資運営を多元化させる。企業年金・職業年金・商業保険の発展を加速させる。

表6： 2013年三中全会での「改革深化に関する決定」の主な内容（その五）
～社会事業改革の推進～

分野	主な内容
人口政策	<ul style="list-style-type: none"> ■夫婦の一方が一人っ子である場合、2人目の子供の出生を認可。 ■高齢化に積極的に対応、社会養老サービス体系の構築と高齢者サービス産業の発展を加速。
医薬衛生	<ul style="list-style-type: none"> ■医療保障、医療サービス、公共衛生、医薬品供給の監督管理体制に対する総合改革を推進。 ■地域の公共衛生サービス資源の統合を強化。 ■医者が薬品処方時にリベートを得る慣例を改め、合理的な医薬価格と科学的な補償体制を構築。 ■医療保険の支払い方法を改革し、全国民が加入する医療保険体系を構築。重大疾病時の医療保険と救助制度の健全化を加速。
社会保障制度	<ul style="list-style-type: none"> ■個人の年金口座制度を整備し、多く支払った者が多く受領できる制度を構築。納入者の権益を確保し、基礎養老金の全国的な統括管理を実現。 ■都市と農村住民の基本養老保険制度、基本医療保険制度を一本化。 ■都市部における最低生活保障制度の統括的な計画を推進。 ■定年年齢を徐々に引き上げる政策の制定を検討。 ■国情に見合った住宅保障と供給体系を改善し、公開され規範化された住宅公共積立金を設立、住宅公共積立金の引き落とし、使用に関する監督管理体制を改善。 ■社会保険基金の投資管理・監督を強化し、基金の市場化を推進して投資運営を多元化。 ■企業年金・職業年金・商業保険の発展を加速。 ■農村の留守児童、女性、高齢者に対するサービス体制を整備、身体障害者の権益保障および経済的に困難な児童の保障制度を改善。
所得分配制度	<ul style="list-style-type: none"> ■合理的で秩序ある所得分配の局面を形成。 ■労働報酬の増加と労働生産性の向上が同時に反映されるよう努め、労働報酬の一次分配における比重を向上。 ■最低賃金と給与支払保障制度を改善し、賃金集団協議制度を整備。 ■投資やリースサービスなどのルートを拡大。上場企業における投資家へのリターンを改善し、住民の財産収入を多くのルートを通じて拡大。 ■税金・社会保障・移転支出等の手段にて再分配の調整メカニズムを改善し、税金による調節力を拡大。 ■慈善関連の寄付等に減・免税制度を導入、慈善事業の貧困救済における役割を支持。 ■個人所得と財産情報に関するシステムを構築し、合法的な収入を保護すると同時に、過度に高い収入を調整し、隠れた収入を排除。低所得者の収入を増加させ、中所得層の比重を拡大。 ■都市部と農村部、地域間、行政収入の分配における格差の縮小に努め、中間層が厚いオーリーブ型の分配構造を徐々に形成。

(出所)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(6) 行政・社会・環境について

① 行政管理と幹部評価制度の改革

行政改革について、企業の投資における主体的地位を確立し、国家安全、生態環境、戦略性資源開発、重大公共利益プロジェクト以外の投資に関して、企業が法律に準じて自主決定し、政府の認可取得を不要とした(表7)。

幹部の人事評価体制として成果に基づく評価を主とし、単純な経済成長率による評価を是正する。資源消耗、環境破壊、生態への影響、過剰生産、科学技術イノベーション、生産安全、新規債務増加等の指標に対する評価の比重を増やし、さらに労働就業、居民収入、社会保障、健康状態を従来以上に重視する。

全国統一の経済審査制度を早急に確立、全国と地方の資産負債表を編成、不動産市場、

信用状況などのデータを共有できるプラットフォームを構築、部門間の情報共有を図る。

② 腐敗問題

国民の不満が大きい腐敗問題について、党の規律検査体制を改革し、中央規律検査委員は中央レベルの党と国家機関で規律検査機構を設置、統一名称での統一管理を実施する。

幹部の仕事・生活保障制度を厳格に規範し、多数の住居・オフィスの占有、豪華なオフィス・住宅・公用車・規定外の秘書・警備員の雇用、基準を超えた公務接待を許可しない。

指導者幹部の親族によるビジネス、公職・社会組織職務への就任、海外定住等に関する制度規定を厳格に整備し、幹部による公共権力と自身の影響力を利用した親族や特定の関係者への利権提供を防止する。

③ 生態文明

資源の有償使用制度と生態補償制度を実施し、環境汚染・生態破壊をした場合に補償を求める原則を堅持し、資源税の適用範囲を徐々に拡大する。

全汚染物質の排出に関する厳格監視管理を中心とする環境保護管理制度を構築。企業の汚染物排出総量規制制度を実施し、生態・環境破壊した責任者に対して厳格な賠償制度を適用し、法に基づき責任を追及する。

表7： 2013年三中全会での「改革深化に関する決定」の主な内容（その六）
～行政・社会・環境～

分野	主な内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■企業の投資における主体的地位を確立。国家安全、生態環境、戦略性資源開発、重大公共利益プロジェクト以外の投資に関し、企業が法律に準じて自主決定をし、政府の批准は不要とする。 ■成果に基づく評価を主とした幹部人事評価体制の確立。単純な経済成長率による評価を是正。資源消耗、環境破壊、生態への影響、過剰生産、科学技術イノベーション、生産安全、新規債務増加等の指標に対する評価の比重を増やし、さらに労働就業、居民収入、社会保障、健康状態を従来以上に重視。 ■全国統一の経済審査制度を早急に確立。全国と地方の資産負債表を編成、不動産市場、信用状況などのデータを共有できるプラットフォームを構築、部門間の情報共有を図る。
反腐敗	<ul style="list-style-type: none"> ■反腐敗体制を強化、党の規律検査体制を改革。中央規律検査委員は中央レベルの党と国家機関で規律検査機構を設置し、統一名称での統一管理を実施。 ■幹部の仕事・生活保障制度を厳格に規範し、多数の住居・オフィスの占有、豪華なオフィス・住宅・公用車・規定外の秘書・警備員の雇用、基準を超えた公務接待を許可しない。 ■指導者幹部の親族によるビジネス、公職・社会組織職務への就任、海外定住等に関する制度規定を厳格に整備し、幹部による公共権力と自身の影響力を利用した親族や特定の関係者への利権提供を防止。
生態文明	<ul style="list-style-type: none"> ■資源の有償使用制度と生態補償制度の実施。環境汚染・生態破壊をした場合に補償を求める原則を堅持し、資源税の適用範囲を徐々に拡大。 ■全汚染物質の排出に関する厳格監視管理を主とする環境保護管理制度を構築。企業の汚染物排出総量規制制度を実施。生態・環境破壊した責任者に対して厳格な賠償制度を適用し、法に基づき責任を追及。
司法制度	<ul style="list-style-type: none"> ■憲法を法律の権威として擁護。一切の憲法違反行為を追及。 ■司法権力体制の健全化。審理の公開、検察取調べの公開、法定における全審理過程の記録・保留を推進。 ■人権司法保障制度を改善。財産の差し押さえ・凍結・処分を司法秩序に基づいて執行。冤罪防止、是正、責任追及体制を改善し、自白の強要・体罰虐待・違法な証拠収集を厳禁。 ■死刑罪の適用を徐々に減少。 ■労働教養制度を廃止。
国家安全	<ul style="list-style-type: none"> ■国家安全委員会を設置

(出所) 政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

④ 司法制度

司法権力体制の健全化。審理の公開、検察取調べの公開、法定における全審理過程の記録・保留を推進する。財産の差し押さえ・凍結・処分を司法秩序に基づいて執行する。死刑罪の適用を徐々に減少し労働教養制度を廃止する。

⑤ 国家安全問題

国家安全委員会を設置し、改革の前提となる国家安全を守る。

3. 経済面で設定された唯一の目標数値に注目

今回の三中全会で決定された事項は中国共産党成立100周年を迎える2020年までの中期的な施政目標であり、国有企業改革、金利・為替制度の自由化、都市化と関わる土地と戸籍制度の改革、民間と外資への市場開放など幅広い改革項目が掲げられた。

経済面では、国有企業の独占経営に民間企業の参入を認める、国有企業の公共財政への利益上納率を引き上げる、農地の流動化を促進する、個人の土地による収益を守るなどに関する内容は従来の方針発表より具体化され、改革に対する決意を示していると国内では評価されている。

特に、「決定」の中で唯一の目標数値の形で掲げられた内容として、「国有企業の公共財政へ利益上納比率を2020年までに30%に引き上げる」とした項目は注目に値する。

多くの国有企業は政府の保護を受けた独占業界の企業であり、資本・土地・天然資源などを有利な条件で使用することができるため、より多くの利益を国家財政に還流させるべきとの指摘がなされてきた。

中央政府管轄の国有企業による国家財政への利益上納制度は2007年に初めて導入された。事業内容によって企業が四分類されており、各分類に適用する上納率が定められている。これらの企業の利益上納比率は2007年の僅か5~10%程度から2012年の5~20%程度へ引き上げられ、更に2013年3月に国務院が発表した所得分配制度改革案では、2015年までに約10~25%の水準へ引き上げ、上納比率の増加によって得た資金の一定比率分を社会保障などの民生支出に投入するとの目標を定めた。

今回の「決定」では2020年までの明確な更なる利益上納率の引き上げに関する目標数値(30%)を発表したことから、習近平政権の国有企業改革の実施に対する決意が伺える(表8)。

ただ、このような利益上納率の引き上げに関しては国有企業が抵抗する可能性があり、

今後の改革が順調に推進できるかどうかで新政権の政策実行能力が問われる。

表 8： 国有企業の公共財政への利益上納比率の実績と政府目標

分類	国有企業の事業内容	過去の利益上納率の実績			2013年3月 「所得分配制度改革案」 での政府目標	2013年11月 「第18期三中全会」 での政府目標
		2007年	2011年	2012年	2015年	2020年
第一類	石油、ガス、電気、エネルギー、通信等	10%	15%	15%	20%	30%
	タバコ			20%	25%	
第二類	金属、鉄鋼、建築、医薬、自動車、航空、運輸、省エネ、水利、農業、林業等	5%	10%	15%		
第三類	原子力、宇宙開発、船舶、軍事、地質、文化、娯楽、教育、出版等	3年間減額 または免除	5%	10%		
第四類	国家の食糧、棉備蓄	免除		未定		

(出所) 政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

社会面では、約 35 年間実施してきた「一人っ子政策」を見直して、夫婦の一方が一人っ子であれば 2 人目の子供の出生を認めるようになった。今回の人口政策改革は、労働人口の長期的な供給均衡、養老負担の低減に対する中長期的な影響が大きい。

また、今回の「三中全会」のイデオロギー面でのポイントは、経済資源の配分において市場が「決定的」な役割を果たすことであり、これは従来の「基礎的」という位置付けよりずっと深いものである。今後は「市場決定」の原則（市場メカニズム重視）の下で、政府の経済に対する行政干渉を徐々に撤廃し、独占業界への参入自由化、規制緩和などを加速することが期待される。

諸改革の深化が順調に進んだ場合、中国の潜在的な経済成長力が刺激されるため、今後の各種構造改革の実施状況に注目したい。

以上

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨
住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
TEL：00852-2823-6718 Email：xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。



中国ステンレス業界(後編)

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 芳我 真倫

前号より中国ステンレス業界の概要について考察しているが、後編である本稿では中国ステンレス業界の今後の展望について紹介する。

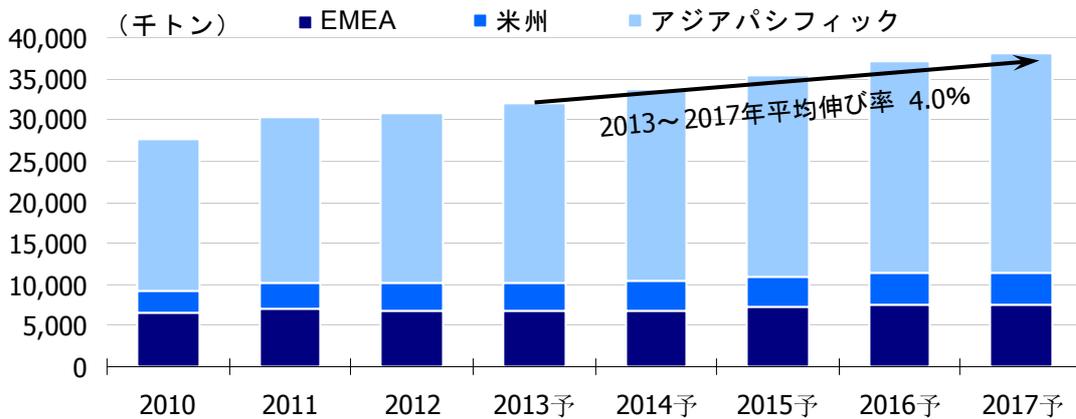
1. 今後の見通し

(1) 需給見通し

ステンレスの世界需要は、中国が牽引する形で拡大し続けるとみられるものの、中国のステンレス市場は成熟に向かうことから、伸び率は鈍化する見通し(図表1)。

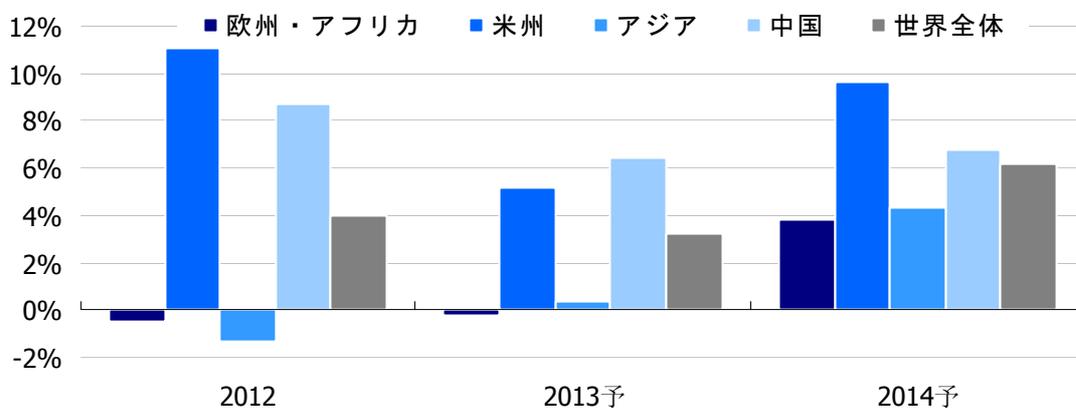
中国以外の地域では、米州及び EMEA のステンレス需要は景気回復に伴い緩やかに成長する見通し。特に、米州では、自動車や建築などの需要部門での実需増が後押しとなり、安定成長を遂げよう。EMEA についても、欧州においての景気が緩やかながらも持ち直し局面にあることから需要回復が見込まれる(図表2)。

《 図表 1：世界ステンレス消費量の見通し 》



(資料) SMR、Outokumpu、国際ニッケル研究会データより三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

《 図表 2：地域別ステンレス消費量の伸び率見通し 》

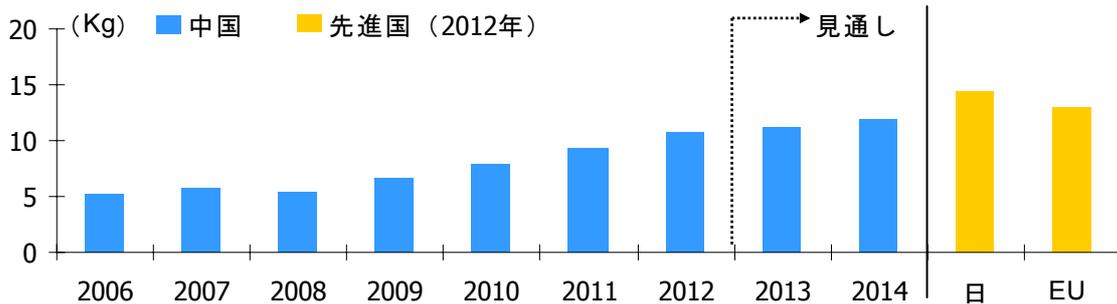


(資料) SMR、Outokumpu、国際ニッケル研究会データより三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

中国のステンレス需要は、成熟に向かうことからこれまでのような大きな伸びは見込めないものの、経済成長に伴う1人あたり消費量の増加や用途分野の拡大などが下支えとなり、引き続き拡大基調を辿る見通し。実際、中国における1人あたりのステンレス消費量は日本やEUなどと比べても依然として低い水準にあり、今後も需要拡大の余地があるといえよう（図表3）。

また、製品別にみると、需要の牽引役が消費者向け製品から工業向け製品にシフトするとみられ、200番系に対する需要は減少する一方、400番系は石油・ガスや交通運輸向けなどの需要増に支えられ、需要は一段と拡大しよう（図表4）。

《 図表3：国別人口当たりステンレス見掛消費量（注） 》



(注) 2013～2014年は図表2のステンレス消費量伸び率と国連による人口見通しで計算した数値。

EUの数値には、トルコを含む。

(出所) ISSF、UN、中国金属材料流通協会ステンレス分会、日本鉄鋼連盟、各種資料より三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

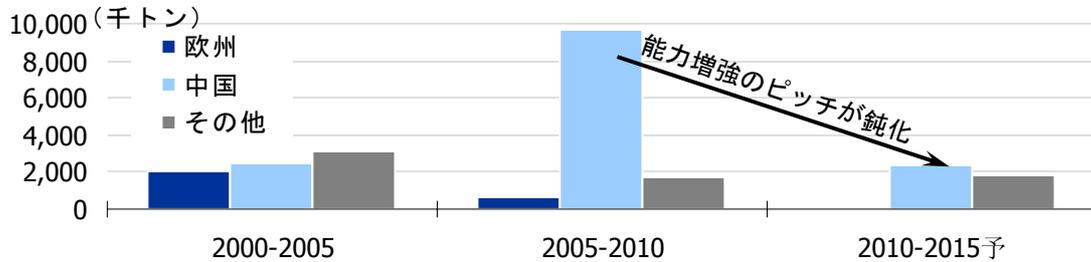
《 図表4：中国における製品別ステンレスの消費見通し 》

種類	主な添加元素	2008	2015予	2020予	特徴・主な用途
200番系 (オーステナイト)	クロム マンガン	12%	10%	8%	・加工性に優れ低価格だが、ニッケル含有量が少ないため耐蝕性に劣る ・厨房用品、建築関連など
300番系 (オーステナイト)	クロム ニッケル	56%	54%	52%	・耐蝕・耐熱性が高く、幅広く利用されている ・厨房用品、建築関連、鉄道車両部品、石油ガス輸送、食品、発電設備など
400番系 (フェライト・マルテンサイト)	クロム	28%	33%	35%	・耐蝕・耐熱性に優れ、300番系と比べて多少安価だが高い技術力が必要 ・鉄道車両・産業機器部品、石油ガス輸送設備など
二相系	ニッケル クロム	1%	3%	5%	・オーステナイトとフェライトの二つの金属組織(二相)を持ち、耐応力腐食割れ性に優れるうえ、強度も高い ・海水用復水器などの公害防止機器、化学プラント装置など

(資料) ジンダルステンレス、各種資料より三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

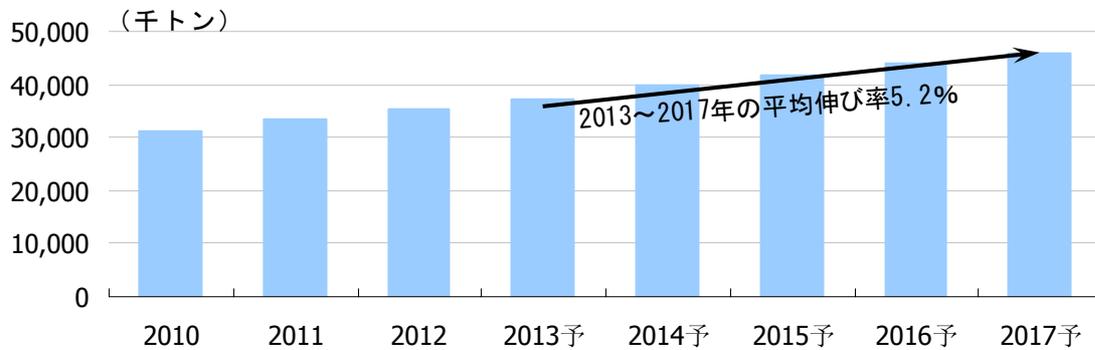
中国において生産能力の拡大が減速していることに加え、供給過剰な市場環境を受けて、欧州メーカーが業界再編などを通じた生産能力削減を進めていることで、今後の年平均伸び率は5.2%へ鈍化しよう（図表5、6）。

《 図表5：世界におけるステンレス生産能力増加の見通し 》



(資料) Aperam 資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

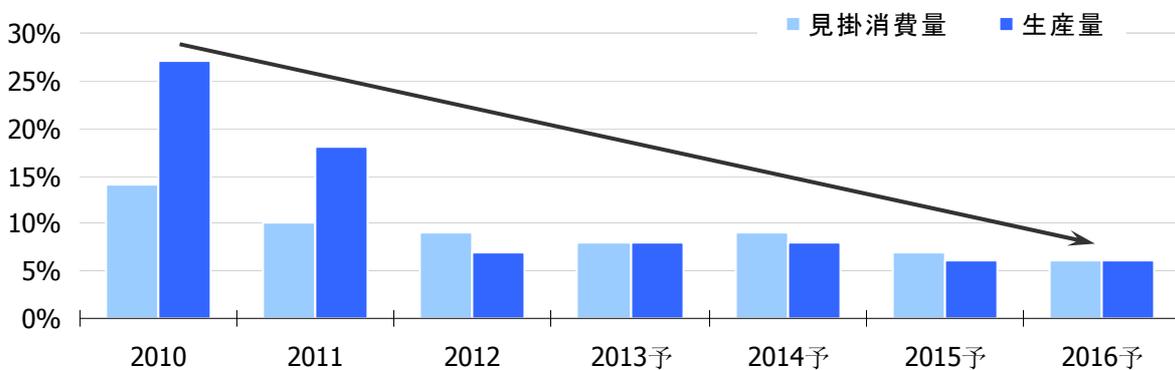
《 図表6：世界におけるステンレス生産量の見通し 》



(資料) ISSF、ResearchInChina 資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

需給環境をみると、中国では、今後、ステンレスの需要・供給ともに伸び率が鈍化するとみられるものの、需要の増加が供給増を若干上回るとみられるため、需給環境は改善に向かう見通し。世界の需給環境についても、中国市場の動向を反映して、改善に向かおう（図表7）。

《 図表7：世界ステンレス生産量の伸び率見通し 》

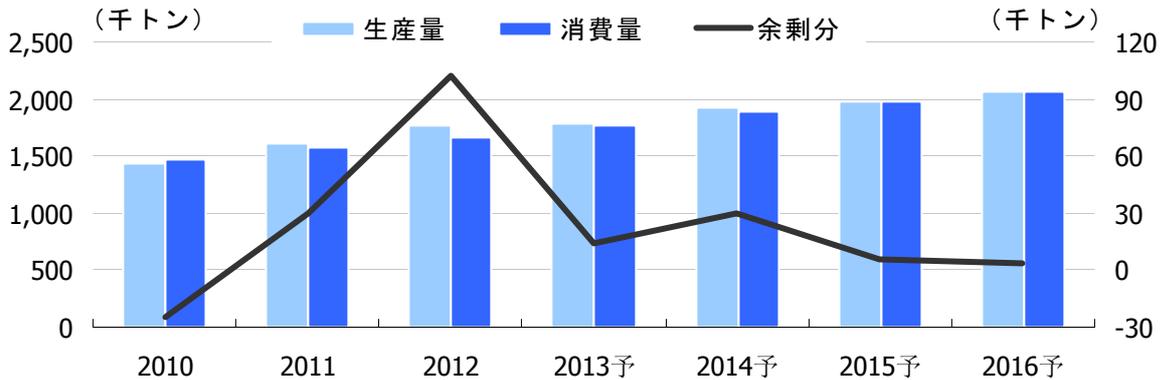


(資料) 51bxg 資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

(2) ニッケルの需給見通し

原料であるニッケルの供給状況を見ると、足元積み上がっている在庫に加え、大型生産設備の稼働による20万トンの生産能力増が予定されているため、当面、供給過剰が続こう。ただし、中長期的には生産能力の増加が小幅に留まるとみられることから、需給バランスの改善が見込まれる(図表8)。

《 図表8：世界におけるニッケル需給バランスの見通し 》



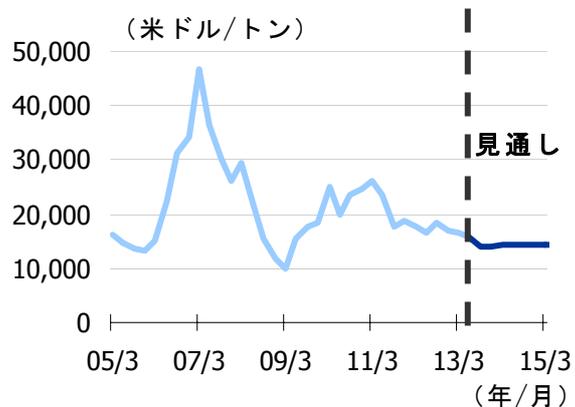
(資料) 各種資料より三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

(3) 市況見通し

ステンレス市況は、世界的な需給バランスの改善に加えて、主原料のニッケルについて、インドネシアにおけるニッケル鉱石の輸出制限の影響に加えて、上述の通り2014年半ば以降に需給環境の改善から緩やかな上昇が見込まれることから、底打ちし緩やかな回復基調を辿る見通し(図表9)。

もともと、国内外においてステンレスの供給能力が過剰である状況に変わりはないことから、改善幅は限定的とみられ、2006～2007年の高値水準への回復は期待薄。

《 図表9：ニッケル価格見通し 》



(資料) Bloomberg、EIU、INSG、LME データより

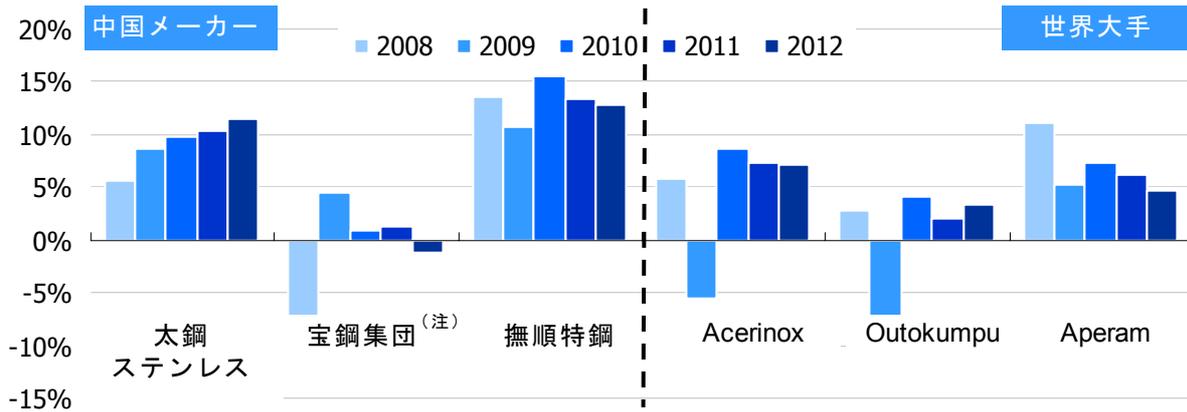
三菱東京 UFJ 銀行企業調査部作成

2. 中国ステンレスメーカーの業績

主要企業の業績推移をみると、中国メーカーの利益率は他国の大手メーカーを上回っている(図表10)。

これは、前述の通り、中国メーカーが低品位ニッケル鉱を用いたニッケル銑鉄を原料として利用することでコスト競争力の強化につなげていることに加えて、中国メーカーが近年、商社を介さずユーザーへの直販比率を高めてきたことが大きいとみられる。

《 図表 10 : 中国・世界大手ステンレスメーカー利益率の推移 》



(注) 宝鋼集団のステンレス事業は、2012年設立の非連結子会社へ移管されているため、同集団の連結決算に含まれていない。

(資料) 各社資料より三菱東京UFJ銀行企業調査部作成

しかしながら、足元の中国国内におけるステンレスやニッケル銑鉄の供給過剰に加えて、ニッケル地金の国際市況の低迷によりニッケル銑鉄の価格競争力が弱含むとみられることから、中国メーカーの利益率は今後国際的な水準に収斂していく可能性が高いと考えられる。

3. 結論

中国のステンレス業界は、技術力や需要分野の面において先進国に遅れを取っていたものの、2006年ごろから生産能力を急速に拡大し、世界最大のステンレス生産国となり、2010年には純輸出国に転じている。

その一方、中国製ステンレスの急増を背景に国際市場は需給環境が悪化し、中国が純輸出国となった2010年以降、市況は下落基調を辿っている。

中国は、ステンレスの主原料となるニッケル調達を依然として輸入に依存しているため、ステンレス価格はニッケル価格との連動性が強いが、ニッケルは、鉱石産出国での製錬能力拡大や国内でのニッケル銑鉄の生産増により、現状、供給過剰に陥っている。

今後の需給動向をみると、牽引役である中国のステンレス市場は成熟に向かうため、世界のステンレス市場は需要と供給ともに成長率が鈍化する見込み。生産能力増は続くとみられるが、需要増を下回るため、供給過剰は縮小に向かうと予想される。

国内外でニッケルの供給能力は拡大する一方、需要が伸び悩むため、ニッケルは当面供給過剰が続く。ただし、中長期的には、生産能力の増加が小幅に留まるとみられることから、需給バランスの改善が見込まれよう。

ステンレス価格は、需給環境の改善により底打ちする見込みであるが、改善幅は限定的とみられ、2006～2007年頃の高値水準の回復は期待薄。

中国ステンレスメーカーは商社を介さない直販比率を高めてきたほか、低品位ニッケル鉱を用いた低コストのニッケル銑鉄の使用により国際市場においても高いコスト競争力を有してきたことから、利益水準は他国メーカーよりやや高い。

しかし、足元の中国国内におけるステンレスやニッケル銑鉄の供給過剰や、ニッケル国際市況の低迷による原料価格差の縮小を考慮すれば、今後は国際的な水準に収斂して行く可能性が高いと考えられる。

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 芳我 真倫

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3030 FAX：852-2521-8541 Email：Masamichi_Haga@hk.mufg.jp



2014 年上半期 金利市場展望

三菱東京UFJ銀行(中国)
環球金融市場部
資金証券グループ 豊 覚行

2013年6月に発生した人民元短期金利急騰は中国国内のみならず、国外においても大きく報道され注目を集めたことは記憶に新しい。その後も2013年後半にかけて、中国人民銀行(以下、PBOC)が引締めの金融調節を行ったことを主因に短期金利はしばしば急騰し、その景気に及ぼす悪影響への懸念から、国内のみならず世界各地の金融市場に動揺を及ぼすケースも増加している。

短期金利のみならず、中長期金利の指標となる人民元国債市場についても、規模が拡大していることや国外投資家向けに市場開放が徐々に進んでいることから、今後益々内外の注目が高まっていくものと思われる。

本稿では、昨今の国内金利動向と2014年上半期の金利市場の注目点を挙げると共に、今後の動向について考察してみたい。

1. 金利市場動向

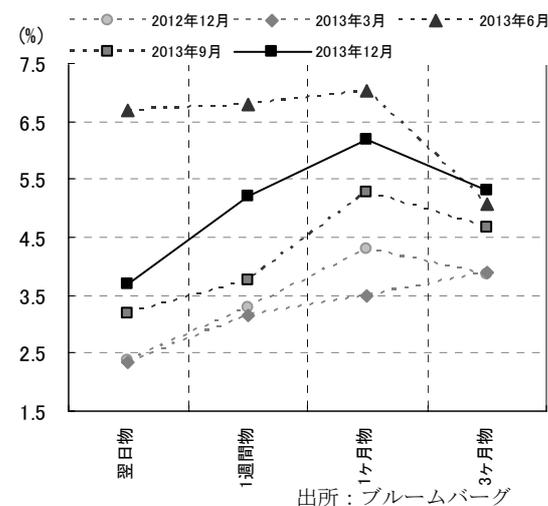
(1) 短期金利市場【図表1】

まず始めに2012年12月以降の四半期末月毎の短期金利月平均水準から確認する。2012年12月から3月にかけてSHIBOR¹翌日物は2.5%近辺、3ヶ月物は3.90%近辺で推移していたが、その後、6月に翌日物から1ヶ月物までは総じて7%近辺まで上昇した。

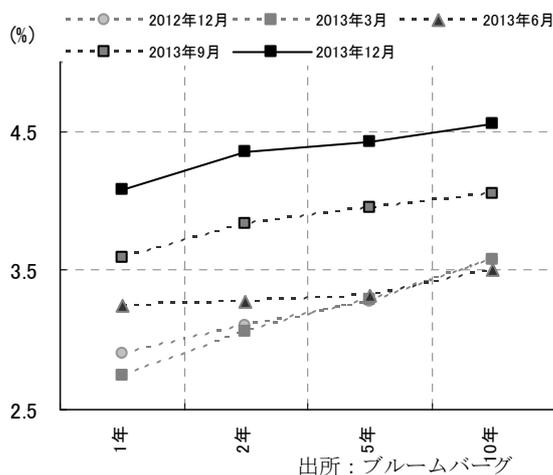
特に、1ヶ月物金利と3ヶ月物金利の逆転現象が6月以降恒常化したことが昨年の特徴として挙げられる。

足元2014年1月も12月とほぼ同様の金利形状が継続しており、翌日物と1週間物の水準は低下したが、1ヶ月物は12月からさらに上昇し、約6.5%となっている。12月は年末越え資金確保、1月は春節越えの資金確保の動きが強まったためと考えられ、同時に3ヶ月物金利も5.6%近辺まで上昇した。

【図表1】国内人民元短期金利(SHIBOR 各月平均)



【図表2】国内人民元中長期金利(国債利回り)



(2) 中長期金利市場(債券市場動向)【図表2】

中長期金利の指標である国債利回りも1年物から10年物まで全ての年限で上昇した。第1、2四半期中は金利水準に殆ど変化は無かったが6月の短期金利高騰が徐々に国債利回りに影響を与えた。

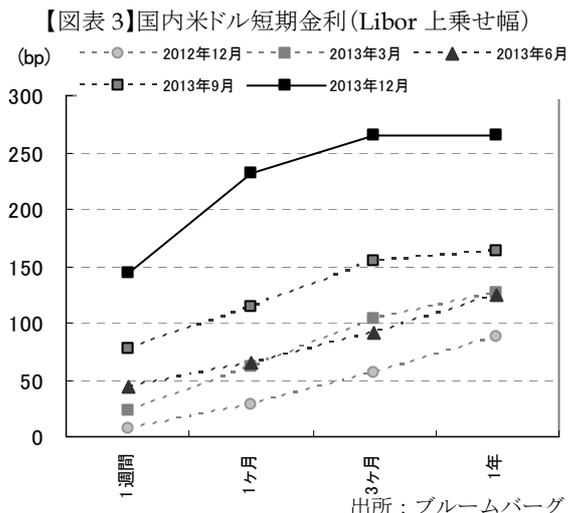
6月時点では、1年~2年ゾーンの金利が短期金利に連れて上昇したが、5年~10年の金利は殆ど不変である。即ち、6月時点では、債券投資家は短期金利上昇は6月末の一時

¹ Shanghai Interbank Offered Rate 中国銀行間市場の指標金利。

的要因でありいずれ落ち着くものと予想し、中長期債の売却には動かなかった模様だ。しかし、その後7月以降も【図表1】の通り短期金利が高止まりした結果、5年超の国債についても投資家の損切りを巻き込みながら売却が膨らみ(金利上昇が加速)、下半期中一貫して金利上昇が継続、金利水準が大きく訂正された。

(3)国内米ドル金利【図表3】

国内では、人民元金利のみならず米ドル金利も上昇している²。昨年末時点では1週間物金利水準は国外金利(Libor³を基準)とほぼ同様、1年物はLibor上乗せ幅が100bp⁴弱であったものが、2013年中は一貫して上昇。特に第4四半期に上昇が加速し、3ヶ月物は250bpを越えるLibor上乗せ幅まで上昇してきている。なお、直近最も上乗せ幅が拡大したのは2011年7月頃の370bp近辺であるが、2014年年明け以降も上昇を継続しており、1月下旬時点の水準では、既に350bp近辺まで到達している。



2. 金利上昇の背景

上記の通り、2013年の国内人民元・米ドル金利は上昇基調を辿った訳であるが、以下4つが主な要因と考えている。

(1)指導部(李首相)の急速な信用拡大への警戒感表明

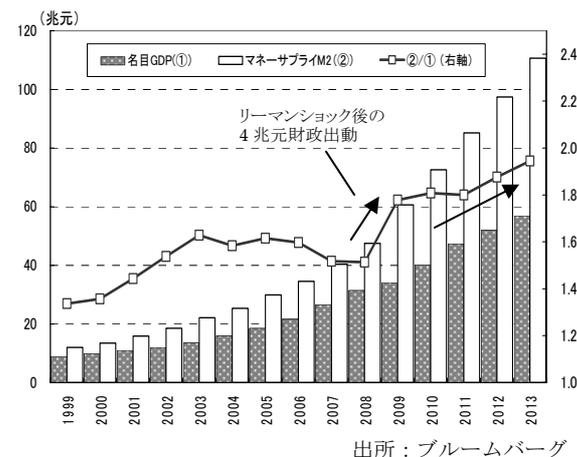
李克強首相はこれまで度々信用拡大(通貨供給量拡大)への警戒感を表明しており、2013年10月に行われた講演では以下のように述べている(筆者抜粋)。

- ① 「通貨供給量を見るとM2は100兆元を超えており、GDPの2倍に相当する。つまり資金はすでに十分流通している。これ以上増やせばインフレ上昇が加速し、市民生活に影響を及ぼす恐れがある。」
- ② 「6月の短期金融市場の混乱を受け、PBOCと銀行に対して適切な通貨供給量維持と流動性管理高度化を求めた。」
- ③ 「金融緩和に踏み切るのではなく、着実な成長に向けて合理的に社会の期待と企業行動を誘導する。」
- ④ 「党指導部は安定した財政・金融政策を堅持する。」

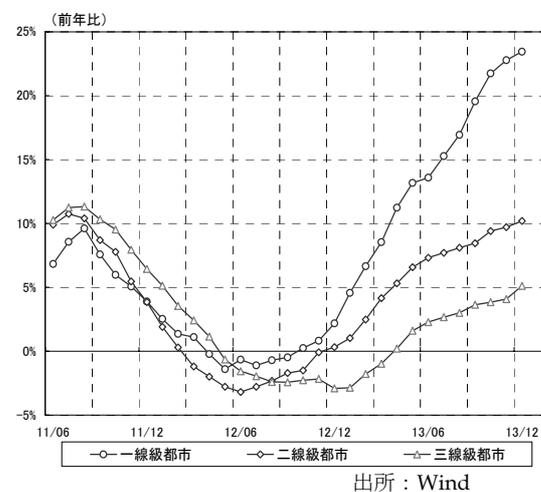
【図表4】の通り成長率対比の信用(マネーサプライ)の伸びは拡大しており、2013年の名目GDP約57兆元に対して、マネーサプライ(M2)は110兆元に達している。

過去実施されてきた数々の資産バブルに関する研究によると、マネーサプライの急速な拡大はインフレや資産価格の上昇とその後の反落を招く場合が多い。事実、【図表5】の通り国内住宅価格は2013年中一貫して上昇した。中国国内不動産価格がバブルか、という議論は本稿では行わないが、マ

【図表4】名目GDPと資金供給量



【図表5】国内住宅価格



² 国外におけるドル金利は米金融政策において、翌日物金利は0~0.25%に誘導されており、短期金利は低位安定している。

³ London Interbank Offered Rate ロンドン銀行間短期金利における指標金利

⁴ 1bp(Basis Point) = 0.01%

マネーサプライの伸びと不動産価格の上昇は(2012 年前半に小幅調整局面があったが)一致した動きである。日本の経験では、バブル期に資産価格が急激に上昇し、その後反落したことにより、金融システムへの悪影響を通じて、中長期的な経済活動の下押し圧力となった。その点につき指導部も十分認識しており、足元の信用の急速な拡大を抑制したいという要請が強いものと思われる。李首相の発言に示された信用拡大抑制方針は、以下の通り金融調節を司る PBOC と各当局による規制強化の動きに反映されてきている。

(2)PBOC の金融調節姿勢

PBOC の主たる金融調節はレポやリバースレポといった公開市場操作によって市中銀行の人民元保有量をコントロールすることによって行われるが、その金融調節スタンスにも指導部の信用拡大抑制方針が確認できる。2012 年後半はリバースレポによる資金供給が断続的に実施されていたが、2013 年に入ると春節前の資金供給を最後に一旦リバースレポを停止、2 月以降はレポによる資金吸収オペレーションを再開した。2013 年は 2012 年に比較して供給オペレーションの金額が小さく、また一方で、中銀手形の期日借換も実施するなど、資金吸収に積極的な姿勢が見られた(【図表 6】)。これらの金融調節は、徐々に市中から過剰流動性を吸収していくとのメッセージと受け止められ、一部銀行は金利上昇に備え、長めの資金調達や債券売却の動きを加速することとなった。

(3)政府による各種規制の導入

指導部の急速な信用拡大抑制の姿勢は、金融規制当局の動きにも反映された。近年のマネーサプライの伸びは、伝統的な銀行貸出から、資本市場での社債発行による調達の増加や、シャドーバンキングと称される委託貸出や信託によるところが大きい。特にシャドーバンキングについては、これまで必ずしも十分に管理監督がなされていたとはいえ、リスクの所在が不透明であるという点から、将来の金融危機の温床となりかねないとの指摘が多い。それらのリスクを最小化するために、銀行監督局である CBRC は、銀行に流動性管理の強化に関する規定を発表するなど対応を加速しつつある。流動性管理強化は即ち、銀行が市場取引を抑制するインセンティブとして働き、市場の取引量減少、ひいては市場の安定性の低下(価格が乱高下)に繋がる恐れがある。

(4)外貨預貸率

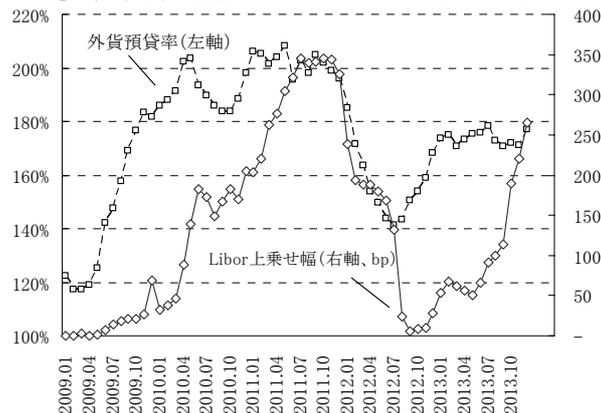
国内外貨金利の上昇については、国内銀行の外貨預貸率の状況から説明できる。【図表 7】の通り、国内外貨金利は 2009 年以降の上昇局面では預貸率に遅行して上昇し、今回も 2012 年央から 2013 年初にかけて預貸率が反転上昇し

【図表 6】金融調節の推移

	基準金利	預金準備率	資金吸収					資金供給	
			中銀手形発行			レポ		リバースレポ	
			1年	3ヶ月	3年	1ヶ月	3ヶ月	1週間	2週間
2010			319	404	405	758	1,371	-	-
1月		+0.50%	10	50		275	118		
2月		+0.50%	17	90			30		
3月			50	160		208	262		
4月			75	20	90	270	282		
5月		+0.50%	30	5	120		30		
6月			55	5	18		10		
7月			23	22	85		105		
8月			12	17	80		170		
9月			5	6	5		68		
10月	+0.25%		40	25	6		256		
11月		+1.00%	1	3	1		40		
12月	+0.25%		1	1		5			
2011			151	56	81	1,502	602	-	-
1月		+1.00%	1	3			8		
2月	+0.25%	+0.50%	1	1		20	40		
3月		+0.50%	99	26		405	262		
4月	+0.25%	+0.50%	3	11		269	40		
5月		+0.50%	3	1	40	116	10		
6月		+0.50%	2	5	15	100	10		
7月	+0.25%		1	1	5	146	110		
8月			1	3	1	112	42		
9月			2	2		79	10		
10月			19	1	20	115	30		
11月			15	1		55			
12月		-0.50%	4	1		85	40		
2012			-	-	-	622	322	5,550	1,822
1月		-0.50%						2,775	352
2月						42	30		
3月							216	110	
4月						94	52		
5月		-0.50%				190	90	89	
6月	-0.25%					80	40		125
7月	-0.31%								356
8月									145
9月									575
10月									245
11月									230
12月									242
2013						718	10	846	1,285
1月								406	60
2月							45	10	860
3月							198		
4月							235		
5月				7			240		
6月				4					
7月					11				17
8月					15				88
9月					14				149
10月					1				116
11月					1				100
12月					1				88
									64
									84
									52
									47

出所：ブルームバーグ

【図表 7】外貨預貸率と国内米ドル金利 Libor 上乗せ幅



た(貸出が預金を上回る速度で増加)ことをきっかけとしている。2011 年後半以降の預貸率低下は国内景気の減速局面⁵と一致しており、成長が加速する局面では預貸率上昇→米ドル金利上昇に繋がりがやすいようだ。

3. 2014 年上半期動向予想

これまでの動向と現環境を踏まえた上で、今年上半期の金利動向について展望してみたい。

(1) 国外環境

経済成長に関して現時点での市場予想の中心値を把握するために、IMFが半年毎に発行する Global Economic Outlook 1月号の世界経済予想の数値を確認する(【図表8】)。中国の成長予想は2014年7.5%、2015年7.3%とされており、現指導部の想定成長速度⁶と一致している。米国は2012年並の2.8%成長、欧州も2012~2013年のマイナス成長から持ち直し、日本は2013年並みが見込まれている。

一方で、インド・ブラジル等に代表される新興国については引締め的な金融政策による内需の弱含みを主因に、昨年7月時点の見通しから下方修正されているものの、全世界では成長率は2013年の+3.0%から+3.7%と加速する見通しとなっている。

【図表8】IMFによる世界経済成長見通し(GDP成長率) 矢印は7月時点の予想との比較

(前年比、%)	実績			2013年7月時点		2014年1月時点	
				予想		予想	
	2011	2012	2013	2013	2014	2014	2015
全世界	2.7	3.1	3.0	3.1	3.8	↓ 3.7	3.9
米国	1.7	2.8	1.9	1.7	2.7	↑ 2.8	3.0
ユーロ圏	1.6	-0.7	-0.4	-0.6	0.9	↑ 1.0	1.4
日本	-0.7	1.4	1.7	2.0	1.2	↑ 1.7	1.0
中国	9.2	7.7	7.7	7.8	7.7	↓ 7.5	7.3
インド	6.9	3.2	4.4	5.6	6.3	↓ 5.4	6.4
ブラジル	2.7	1.0	2.3	2.5	3.2	↓ 2.3	2.8

(2) 中国金融政策・金融調節見通し

上記の通り、2014年は先進国をけん引役として比較的堅調な経済成長が見込まれている。したがって、中国の政策運営は、外需の安定や国外金融市場の安定を背景に「安定した財政・金融政策」を掲げつつ、信用の伸びを適切な範囲内に抑えることを主眼とした金融政策を採用することが可能となるだろう。1月は春節前という季節性により銀行から資金流出が発生しやすいため、PBOCが資金供給を実施することで銀行の資金繰りを支援しているものと思われるが、2月以降は資金吸収に主眼を置いた金融調節が実施されるものと予想する。

(3) 想定される金利動向

① 預金貸出基準金利／預金準備率

2013年は預金準備率変更は行われず、専ら公開市場操作による金融調節が行われた。PBOCは四半期毎に発行する貨幣政策執行報告において「金融資源をより適切に配置する」と表明しており、一律全ての銀行に適用する預金準備率操作よりも、公開市場操作がより適切な金融調節機能を発揮すると判断しているものと見られる。今年も同様の傾向が続き、金融政策の方向性をより明確に示したい時に限って預金準備率変更を行う運営となるだろう。

預金貸出基準金利については、2013年7月に貸出基準金利の下限撤廃がなされる変更はあったが、基準金利自体の水準変更は無かった。物価指標であるCPIが2~3%で安定しているためと見られるが、

⁵ 2011年央以降、欧州債務危機の影響により欧州向け輸出の鈍化等を通じて経済成長が減速した。

⁶ 李首相は「都市部の失業率を4%程度に抑えるためには7.2%程度の成長が必要」とコメントしている。

成長加速に伴い、不動産価格をはじめとした資産価格がさらに高騰し、インフレ見通しが強まる場合には預金貸出基準金利引き上げの検討がなされるだろう。2014年上期において、基準金利の変更は見込まないが、有るとすれば引き上げ方向の可能性が高いだろう。

② 短期金利

金融調節において資金吸収が実施されるものと予想するため短期金利は足元は落ち着いているものの、2月以降は2013年第3四半期並みの水準(1週間物レポ金利想定レンジ4.00~4.50%)での推移を予想する⁷。3~4月は同水準で推移するものの、5月頃からは半期末である6月末が意識され、さらに上昇圧力がかかる展開となるだろう。

③ 中長期金利

中長期金利については、2013年第4四半期に短期金利の上昇と景気見通しの改善を背景に、1~1.5%の水準訂正が行われ、年明け以降漸く落ち着き所を探りつつある。例年、第1四半期は春節や全人代前といった要因から投資が手控えられ、経済成長は前年第3、4四半期比減速しやすい傾向にある。合わせて現在は、昨年来の短期金利上昇による金融引締め効果による景気下押し効果が示現する可能性が意識されており、中長期金利は横ばいから低下圧力がかかるだろう。ただし、第2四半期以降は、例年通り、投資プロジェクト等が本格化することや、国債をはじめとした債券発行が増加することに伴い、中長期金利には上昇圧力がかかるだろう(10年債利回り想定レンジ:4.00~4.70%)

以 上
(2014年1月29日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail:satoyuki_yutaka@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666(内線)2959

⁷ 公開市場操作における実施金利は、現時点で7日物リバースレポ4.10%、14日物リバースレポ4.30%であるが、引締め姿勢をより明確に示すために、水準を幾分引上げる可能性を考慮した。



税務会計: 中国の税務

ブライズウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務（担当：山崎学）

Question：

増値税改革に関する新通達の公布に伴う営業税から増値税への移行パイロットプログラムへの影響についてご紹介ください。

Answer：

2013年12月に財政部及び国家税務総局は財税[2013] 106号通達（以下、「106号通達」）を公布し、正式に郵政事業と鉄道輸送業を営業税から増値税への移行パイロットプログラム（以下「移行パイロットプログラム」）に組み入れました。106号通達は2014年1月1日から施行されます。

下記に106号通達の公布に伴う重要な変化及び影響について紹介致します。

詳細内容

1. 郵政事業及び鉄道輸送の追加

中国郵政グループが提供する郵便サービスは11%の税率を適用します。また一部の郵便サービスについては増値税免税措置の対象となります。

鉄道輸送は11%の税率を適用します。鉄道輸送が移行パイロットプログラムの対象となったことにより、運輸産業全体が移行パイロットプログラムに組み入れられることになりました。

2. 国際貨物輸送業に有利な変化

106号通達により、国際貨物輸送業については下記二つの重要な変更が発生しました。

- 増値税の課税対象となる売上金額を決定する際に、国際運輸業者への輸送費用支払額を控除することが可能になります。
- 経過措置期間において、特定の条件を満たす場合、国際貨物輸送業は2013年8月1日から増値税免税措置の対象となります。例として、国際貨物運送代理サービスに係るすべての国際貨物運送代理収入、または国際運送者に支払う国際運送費用について金融機関を通じて精算する場合、増値税免税措置の対象となります。

しかしながら、この経過措置に期限があるのか、また、当該免税措置を受けるために税務当局に対する申請手続の有無について明らかにされていません。

3. 宅配便サービスの追加

宅配便サービスとは、差出人の委託を受けて取り決めた時間に書簡・小包の集荷、仕分け、配送を完了するサービスです。

106号通達において、宅配便サービスが「物流補助サービス」に追加されたため、当該サービスについては「現代サービス業」として6%の増値税の税率が適用されます。

4. 金融目的のセール・アンド・リースバックに係る利息収入

106号通達において、金融目的のセール・アンド・リースバックに従事する適格の貸貸人は、利息支払額のほか、賃借人から受け取ったリース資産元本を控除した残額で増値税課税売上高を計算することができるようになりました。

5. 航海用船、定期用船及びウェットリースの国際運輸に対するゼロ税率の適用

- 航海用船サービスに従事する納税者はリースされる交通手段が国際運輸サービスに用いられる場合、貸貸人は増値税ゼロ税率の適用申請が可能となりました。
- 国内貸貸人が国内賃借人に提供する定期用船及びウェットリースについては、賃借人がリースに係る交通手段を使用して国際運輸サービスを提供する場合、その賃借人は増値税ゼロ税率の適用申請が可能となりました。
- 一方で、国内貸貸人が国外賃借人に提供する定期用船及びウェットリースについては、貸貸人のみが増値税ゼロ税率の適用を申請します。

なお、運営モデルにより税務処理が異なっているため、運輸リース業者は106号通達の発行に伴う影響を慎重に確認する必要があります。

6. その他の重要な変更事項

- 技術試験、技術研修、業務プロセス管理サービス、内部データマイニング等がどのパイロット産業に該当するのかが明確化されました。
- 倉庫保管、宅配便等の特定のサービスに従事する増値税一般納税者は「簡易課税法」(3%の増値税課税率)を選択し増値税を計算することができます。
- 一部の優遇税制に変更があります。例として、いわゆる「即時徴収・即時還付」の適用期限が2015年12月31日までとなります。

PwCの所見

移行改革プログラムは、中国の間接税改革の一部ですが、現在はまだ試行段階にあり、徐々に実施範囲を拡大してパイロット産業を追加するという手続きを取っています。そのため、政策規定が随時見直しされたり、調整がかけられたりしています。

中国政府は納税者の間接税負担、税金徴収手続、または業界慣行等に注意を払いながら、税収政策の改善を図っています。各パイロット産業及び利害関係者は、今後とも政策の進展をフォローし、財務上の影響を確認して速やかに対応を取っていく必要があります。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86 + 21 - 23233804

Fax : 86 + 21 - 23238800

法務:消費者権益保護法の改正に伴う企業としての注意点

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

中国における経済の飛躍的な発展は、消費のモデル・理念に多大な変化をもたらしてきたが、これに伴い、消費者からのクレームや消費者紛争の類型が近年、多様化・複雑化している。それにもかかわらず、この領域における中国の基本法すなわち消費者権益保護法は、1994年1月1日の施行から約20年間にわたり実質的に改正されないままであったため、新たな情勢に対応しえず、消費者権益保護の間隙、権益保護の実効性の欠如、権益保護のコスト高といった問題が指摘されていた。

このような背景の下、同法の早急な改正という社会的な要請に応えるべく、全国人民代表大会（全人代）常務委員会は、2013年に計3回の審議を経た後、同年10月25日の第12期全人代常務委員会第5回会議において、同法改正に関する決定を可決した。この改正は2014年3月15日より施行されるが、本稿では、その要点について概説したうえで、日系企業をはじめ中国で事業を展開する外資系企業として注意すべき基本事項を論じるものとした。

II. 改正の概要

改正後の消費者権益保護法（以下、「本法」という）は、主に次の点で消費者保護を強化している。

(1) 消費者権益保護の充実

① 個人情報の保護

事業者が消費者の個人情報を第三者に対して違法に提供する行為が頻発する現状に鑑み、改正後の本法は、i) 消費者は、商品の購入、使用又はサービスの提供を受けるにあたって法に基づき個人情報の保護を受ける権利を有すること（14条）、ii) 事業者が消費者の個人情報を収集・使用する際には、「適法、正当、必要」の原則に従い、情報を収集・使用する目的、方式、範囲を明示しなければならないこと（29条1項）、iii) 事業者及びその従業員は、収集した消費者の個人情報に対して厳格な秘密保持義務を負い、情報の漏洩、販売、他人への違法な提供は禁じられること（29条2項）、iv) 同意若しくは請求をしておらず又は明らかに拒絶の意思を示している消費者に対し、事業者は商業的な情報を送信してはならないこと（29条3項）を明確化した。

② 「三包」（修理、交換、返品）制度の改革

改正前の23条、45条は、商品又はサービスに関し事業者が「包修、包換、包退」（修理、交換、

返品)を内容とするいわゆる「三包責任」を負うことを定める規定だが、これらはいくまで原則的な規定にとどまり、事業者はその責任を負わせるには、国家の規定又は当事者の約定の存在が必要であった¹。これに対し、改正後の24条は、「三包」の期限に関する国家の規定又は当事者の約定がないときは、消費者が商品の引渡しを受けた日から7日以内の返品が可能であり、それ以降においては、法定の契約解除要件を満たせば、直ちに返品することができ、それを満たさない場合は、事業者には交換等の義務履行を要求する旨を定めた。

③民事損害賠償責任の優位性の確立

事業者のある行為が民法、行政法、刑法それぞれに違反し、民事責任(不法行為責任や契約責任)、行政責任(過料、営業許可証の取消等)、刑事責任(罰金、懲役等)を同時に問われることもある。では、事業者の財産に限りがあり、これらすべての支払いに足りない場合はどのように処理されるのだろうか。この点に関し、改正後の58条は、事業者が同法の定めに違反した場合においては、民事賠償責任を負うとともに、過料、罰金の支払いをしなければならず、その財産がこれらすべての支払いに足りないときには、まずは民事賠償責任を負うものと定めた。このように、改正後の本法は、被害者の損害を補填するとともに、市場経済の秩序を維持する必要から、事業者による民事損害賠償責任の履行を優先させるものとした。

(2) 事業者の義務・責任の強化

事業者の義務・責任は消費者の権益と密接に関連する。改正後の本法は、消費者が頻繁に侵害行為に遭い、権益保護が難しい現状に対応するため、以下の面から事業者の義務・責任を厳格化する具体的な規定を定めた。

①事業者の安全配慮義務とリコール義務の明確化

本法の改正まで、事業者の安全配慮義務について定めていた法律規定は権利侵害責任法37条²のみであったが、今回の改正で、本法はその義務を定める第2の法律となった。すなわち、改正後の18条は、改正前の18条を継承して商品又はサービスの安全性に関する事業者の保証義務、関連説明義務などを定めるほか、その2項において、「ホテル、ショッピングモール、レストラン、銀行、空港、駅、港、劇場等の事業場を営む事業者は、消費者に対する安全配慮義務(安全保障義務)を履行しなければならない」ことを明確化した。ただし、改正後の本法は、事業場を営む事業者のみにその義務を負わせ、また、その保護を受ける対象も「消費者」に限定するものとした。こうして消費者保護の分野では、事業者の安全配慮義務については特別法である消費者権益保護法が優先適用されることとなったが、それ以外の分野では、安全配慮義務に関する特別の定めがない限り、一般法である権利侵害責任法が適用される。

¹ 改正前の消費者権益保護法23条:事業者が商品又はサービスを提供する場合において、国家の規定又は消費者との約定に基づき修理、交換、返品又はその他の責任を負うときは、国家の規定又は約定に従ってそれを履行しなければならないが、故意に履行を遅延させ又は理由なく拒絶してはならない。

² 権利侵害責任法(2009年12月26日公布、2010年7月1日施行)37条1項によると、ホテル、ショッピングモール、銀行、駅、娯楽施設等の公共場所を管理する者、又は多数人の活動を組織する者は、安全配慮義務の不十分な履行ゆえに他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負う。また、この義務を明確に定める法律以外の法令として、例えば、「人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」(2003年12月26日公布、2004年5月1日施行)が挙げられる。

欠陥商品による損害の拡大を防止するため、権利侵害責任法 46 条³、食品安全法 53 条⁴等の法律規定のみならず、「欠陥自動車製品リコール管理条例」⁵、「薬品リコール管理弁法」⁶、「食品リコール管理弁法」⁷といった特定商品に関する法令にも、事業者のリコール義務が定められた。これを受け、改正後の 19 条は、事業者が自己の提供する商品又はサービスに不備を発見し、それが人身・財産の安全を害しうる場合におけるリコールの義務を明確化し、さらに、リコール措置を講じたことにより生じた消費者の必要な支出も事業者負担させるものと定めた。

② 挙証責任の転換

商品又はサービスの品質をめぐる消費者紛争においても、本来的には権利を主張する消費者が当該商品・サービスの瑕疵、欠陥を立証しなければならないが、複雑な生産プロセスに対する理解や専門技術等に関する知識がないとその瑕疵を立証することができない商品・サービスもあり、消費者の権利保護の阻害要因となっていた。そこで、改正後の 23 条 3 項は、一般的に弱い立場にある消費者から事業者への挙証責任の転換を定め、事業者が提供した耐久性のある商品(自動車、コンピュータ、テレビ、冷蔵庫など)又は装飾・内装等のサービスについては、消費者が商品の引き渡し又はサービスを受けた日から 6 月以内に瑕疵を発見し、紛争が生じた場合、事業者においてその瑕疵の不存在にかかる挙証責任を負うこととなった。

③ 懲罰的損害賠償額の上限引上げ

改正前の 49 条では、商品又はサービスを提供する事業者が詐欺行為を行った場合、消費者はその事業者に対し当該詐欺行為による損害の賠償とともに、購入した商品の価格又は受けたサービス費用と同額の賠償も請求することができるとしている。実質的に、この追加賠償は、詐欺行為を行った事業者に対する懲罰的損害賠償としての意義を有する。

このような規定があるにもかかわらず、毒ミルク、下水油といった消費者の權益を大きく害する悪質な事件が多発し、社会を不安に陥れていた。そこで、改正後の本法は、これらの行為を防止して消費者の安全を確保するため、不法な事業者に対する懲罰的損害賠償を強化するものとした。まず、その 55 条 1 項は、事業者が詐欺行為をもって商品又はサービスを提供した場合における消費者への追加賠償額の上限につき、その消費者が購入した商品の価格又は受けたサービスの費用の 3 倍とすると定め、改正前は同額であったその金額が 3 倍へと引き上げられた。また、同 55 条 2 項は、事業者が商品又はサービスの欠陥を知らずながら消費者にこれらを提供し、よって消費者又はその他の被害者の死亡又は重篤な健康被害をもたらした場合においても、被害者はその受けた損害の賠償とともに、懲罰的賠償として当該損害の 2 倍額を上限とする金額を請求しうるものと定めた。

³ 権利侵害責任法 46 条によると、製品が流通に置かれた後にその欠陥の存在が発見されたとき、製造者、販売者は、速やかに警告、リコール等の救済措置を講じなければならない。これらの者が速やかに救済措置を講じず又はその救済措置が不十分であったために損害が生じたときは、権利侵害責任を負わなければならない。

⁴ 「食品安全法」(2009 年 2 月 28 日公布、同年 6 月 1 日施行) 53 条 1 項によると、食品生産者が、自己の生産した商品が食品安全基準に適合しないことを認めた場合においては、直ちに生産を停止し、出荷された食品のリコールをしなければならず、また、関連する生産経営者及び消費者への通知のほか、リコールと通知の状況を記録しなければならない。

⁵ 2012 年 10 月 22 日公布、2013 年 1 月 1 日施行。

⁶ 2007 年 12 月 10 日公布・施行。

⁷ 2007 年 8 月 27 日公布・施行。

④虚偽広告の責任者

改正後の45条は、消費者の生命健康に係る商品又はサービスについての虚偽広告の設計、製作、掲載を行い、それにより消費者に損害を与えた広告事業者、広告掲載者のほか、消費者の生命、健康に係る商品又はサービスの虚偽広告又はその他の虚偽宣伝をもって消費者に商品又はサービスの推薦を行い、それにより消費者に損害を与えた社会団体若しくはその他の組織又は自然人に対し、当該商品又はサービスを提供した事業者との連帯責任を負わせるものとした。

(3) インターネットショッピングなど新型取引モデルの規範化

便利なインターネットショッピングをはじめとする新型の取引モデルも多くの紛争を引き起こす原因となっており、中国の全国消費者協会が2012年に受理したインターネットショッピングに関連するクレームは、あらゆる販売サービスに関するクレームの52.4%を占める20,454件に上った⁸。このような現状に対処するため、改正後の本法は、次の内容を定めた。

①特定事業者の情報開示義務

消費者の知る権利を保障するため、改正後の21条は、自らの真実の名称及びマークを示すことを事業者にも義務づけ、すべての事業者において自己の一般的な情報を開示しなければならないものと定めた。また、特定の事情の下では消費者による商品又はサービスの基本情報の把握が困難となることから、同28条は、インターネットショッピングのような特定販売方式を利用する事業者及び特定分野の事業者に対し、より厳格な情報開示義務を課すものとした。こうして、インターネット、テレビ、電話、通信販売などの方式で商品又はサービスを提供する事業者のほか、証券、保険、銀行等の金融サービスを提供する事業者においては、消費者に対し、事業場所在地、連絡方法、商品・サービスの数量と品質、価格又は費用、履行の期限と方法、安全注意事項とリスクの警告、アフターサービスや民事責任などに関する情報を提供する必要が生じた。

②消費者の無条件契約解除権

改正後の25条は、インターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法で商品を販売する場合には、商品の受取日から7日以内に限り消費者はその理由を問わず返品しうると定めるが、「i) 消費者の注文に基づき製造されたもの、ii) 生鮮物で腐敗しやすいもの、iii) インターネット上でダウンロードされ又は消費者により包装が開封された音響・映像製品及びコンピュータソフトウェア等のデジタル商品、iv) 引き渡された新聞及び定期刊行物、v) その他商品の性質上返品に適さず、かつ、消費者が購入時にそのことを確認したもの」については、当該解除権の範囲外とされた。また、同条は、事業者から消費者へ返還される代金は「商品の代金」に限られ、別段の約定がない限り返品商品の送料を消費者に負担させることで、消費者の理性を欠く商品購入に歯止めをかけ、事業者の利益にも配慮している。

⁸ 「2012年全国消費者協会組織クレーム受理状況に関する分析」
(<http://www.cca.org.cn/web/xfts/newsShow.jsp?id=60898>)。

③取引のプラットフォーム提供者の責任

改正後の44条は、ネット取引プラットフォームを通じて商品を購入又はサービスを受けることによりその合法的權益を侵害された消費者は販売者又はサービス提供者に損害賠償を求めることができ、そのネット取引プラットフォーム提供者が販売者又はサービス提供者の真実の名称、住所、利用できる連絡方法を提供できないときは、ネット取引プラットフォーム提供者は侵害を受けた消費者に対する賠償責任を負い、その賠償の後に販売者又はサービス提供者に対して求償するものと定めた。

(4) 消費者協会の機能の明確化

改正前の31条は、消費者協会及びその他消費者組織の性質につき、法により設立され、商品及びサービスに対する監督を行い、消費者の合法權益を保護する「社会团体」と定めるが、消費者協会は、実際には政府主導で設立され、会員を有さず、何人からも費用を徴収しないため、「社会团体登記管理条例」に定める「社会团体」には該当しない⁹。このことに鑑み、改正後の36条及び37条は、消費者協会の性質を「社会組織」へと改めたうえ、その機能の「公益性」を明確化した。また、改正後の47条は、多数の消費者の合法權益を侵害する行為に関し、中国消費者協会のほか、省、自治区、直轄市に設立された消費者協会において、人民法院に訴訟を提起することができることと定めた。こうして、一部の消費者協会には公益訴訟提起権が付与された¹⁰。

Ⅲ. 企業としての注意点

前章では、消費者權益保護法の主要な改正内容につき概説したが、本章では、同改正法の施行に伴い企業が事業者として特に注意すべき点を実務的観点から検討するものとした。

(1) 消費者個人情報の収集・使用・管理の適法性

前出のように、改正後の14条及び29条は、個人情報の保護にかかる消費者の権利とともに、その情報の収集・使用・管理に関する事業者の義務を定めた。同法50条及び56条1項9号により、消費者のこの権利を侵害した事業者は、侵害停止、名誉回復、損害賠償などの民事責任を負うほか、行政機関の裁量に基づき、警告、違法所得の没収、違法所得と同額以上10倍以下の過料、違法所得がなければ50万人民元以下の過料、営業停止、営業許可証の取消といった行政責任を負う。

それゆえ、企業は商品又はサービスの提供時に、まずは消費者の個人情報収集の必要性の有無につき慎重に判断すべきである。その必要がある場合でも、事業者は、当該情報を収集・使用す

⁹ 「社会团体登記管理条例」(1998年10月25日公布・施行)2条1項によると、同条例に定める社会团体とは、中国公民により自発的に組織され、会員の共同目的を実現するためその定款に基づき活動する非営利的な社会組織をいう。

¹⁰ 公益訴訟とは、一般に、特定の国家機関、関連組織又は自然人が法による授権を受けて、国家や社会の利益を侵害する違法行為につき裁判所に提起する訴訟をいう。2012年に改正された中国民事訴訟法55条は、「環境汚染、多数の消費者の合法的權益を侵害する等の社会公共利益を侵害する行為に関し、法律により定められた機関及び関係組織は、人民法院に訴訟を提起することができる」と定め、この制度を導入した。しかし、公益訴訟の実施に関する規定は今なお不十分であり、それを機能させるには、より詳細な法規定の制定が待たれる。

る目的を消費者に明示しなければならず、消費者の同意を得たうえ、取引に関連する情報のみを収集するのが望ましい。

また、事業者は、収集した個人情報を社内で適切に管理する制度を構築する必要があり、技術的手段などの措置も講じて情報漏洩を防止しなければならない。

例えば、買物客の利用定着を図って会員カードを発行する小売企業が多く見受けられるが、このカード発行時には、消費者の個人情報が収集される。改正後の本法は、このような行為を禁止するものではないとはいえ、事業者においては、①氏名、電話番号など最低限の情報を除き、商品購入と無関係の情報、特に私的領域と関わる情報を収集しないこと、②情報の収集にあたっては必ず本人の同意を得ること、③収集した情報を厳格に管理し、従業員による恣意的な利用や紛失を防止し、消費者の同意がない限り第三者に開示しないこと、④明確な同意がなく又は拒絶の意思を示す消費者に営利を目的とする商業的な情報を送信しないこと等の点に注意すべきだと考えられる。

(2) 詐欺行為の防止

今回の法改正の過程で最も関心を集めたのは、事業者の詐欺行為に対する制裁の強化であったといえる。改正前の49条の適用については、研究者、実務家の間で多様な見解が示され、特に詐欺行為に該当する行為の内容について激しく争われていた。改正後の本法も、事業者による詐欺行為の具体的な類型を定めていないが、国家工商行政管理総局の「消費者詐欺行為処罰弁法」¹¹には、その典型例がいくつか列挙されており、一定の判断基準を供するものと考えられる¹²。

実務上、事業者がその商品・サービスにつき消費者を誤解させるため虚偽情報を作成する作為、真実の情報を隠す不作為のいずれも、それがどのような方法であろうと詐欺行為に該当する可能性があることから、企業としては、まず、そのような行為の発生を防止する社内規則の整備が重要と考えられる。

また、前出のように、改正後の本法は、事業者の詐欺行為に対し改正前より厳格な懲罰的賠償責任を定めたことから、この点にも特に注意しなければならない。例えば、自社の販売する車両の欠陥を知りながら、それを告知することなく20万人民元で販売した事業者は、その欠陥により

¹¹ 1996年3月15日公布・施行。

¹² 同弁法3条は、詐欺行為に該当する行為として、①偽物を本物、劣等品を良品として販売すること、②虚偽又はその他不当な手段を用いて、販売する商品の分量を減じること、③「見切り品」、「欠陥製品」などを良品と称して販売すること、④虚偽の「売価」、「最低価格」、「優待価格」又はその他の詐欺的価格をもって商品を販売すること、⑤虚偽の商品説明、商品基準、実物見本等を用いて商品を販売すること、⑥自己の真実の名称、マークを使用しないで商品を販売すること、⑦雇用の機会提供等の方法で詐欺的販売誘導を行うこと、⑧虚偽の現場実演、説明を行うこと、⑨ラジオ、テレビ、映画、雑誌等のメディアを利用して商品の虚偽宣伝を行うこと、⑩消費者の前払金を詐取すること、⑪通信販売において支払金を得ながら商品を提供せず、又は約定どおりの商品提供をしないこと、⑫虚偽の「懸賞付販売」等の方法で商品を販売すること、⑬その他虚偽又は不当な手段を用いて消費者に対する詐欺行為を行うことを定めている。

また、同弁法4条は、事業者が①有効期間を超過し、腐敗した商品を販売した場合、②他人の登録商標を侵害する商品を販売した場合、③虚偽の産地、企業の名称、氏名を用い又は他の企業の名称、氏名を不正に用いた商品を販売した場合、④他人の商品に特有の名称、包装を偽造又は不正使用した商品を販売した場合、又は⑤認証マーク等の品質マークを偽造又は不正使用した商品を販売した場合であって、かつ、消費者の欺瞞を目的とした行為でないことを証明しえないときは、消費者に対する詐欺行為が成立するものとみなす旨を定めている。

事故が発生した場合、改正前の本法の下では、被害者の身体が負傷したか否かを問わず、実際の損害額を超える追加賠償として、当該車両の価格と同額すなわち 20 万人民币元を上限とする懲罰的賠償の責任を負うのに対し、改正後においては、①当該事故により財産的な損害のみ、あるいは被害者が軽傷にとどまるとき、その財産・身体の損害に対する賠償以外に、懲罰的賠償として最大で当該車両の販売価格の 3 倍すなわち 60 万人民币元の追加賠償をしなければならず、②当該事故により財産的な損害のほか、被害者の死亡又は重傷の結果が生じたときは、これらの損害にかかる賠償に加え、全種類の損害（財産的損害＋身体的損害＋精神的損害）の合計額の 2 倍を上限とする懲罰的賠償の責任を負うこととなる。

(3) 改正後の本法と他の法令との整合性

本法が定める事業者の各種義務は、多面的かつ原則的なものであり、特定の商品等に関する事業者の具体的な義務について詳細に定める別の規定があれば、それも遵守しなければならない。例えば、改正後の本法 18 条は、事業者に対しその提供する商品・サービスの安全確保という一般的な義務を課するのに対し、「製品品質法」¹³26 条は、製品品質に関する具体的な要求を、「旅行法」¹⁴50 条は、旅行業者の義務として顧客の人身・財産の安全確保を定めている。また、改正後の 19 条は、欠陥製品に関する事業者のリコール義務を定めるが、「欠陥自動車製品リコール管理条例」に定める自動車など特定製品については、当該法令に基づきリコールを実施する必要がある。

なお、特定の事項につき、その他の法令で別段の定めを置いていけば、本法は適用されない。例えば、改正後の 24 条は返品期限として「7 日」を定めるが、これが適用されるのは、関連する国家の規定や当事者の約定がない場合に限られる。それゆえ、特定の商品につき国家の規定ないし当事者の約定が別の「三包」の期限を定めていけば、それが優先適用される¹⁵。また、改正後の 55 条 1 項によると、追加賠償につき法律に別の規定があれば、その規定に従わなければならない。例えば、食品安全法の 96 条 2 項は、食品安全基準に適合しない食品を生産し、又は食品安全基準に適合しないことを知りながらその食品を販売した者に対しては、その損害の賠償のほか、それらの者に支払った金額の 10 倍額の賠償を請求することができるものと定める。

(4) 食品、薬品分野規制の厳格化

消費者権益保護法の改正を踏まえ、最高人民法院は 2014 年 1 月 9 日、国民の健康・生命に関わる食品・薬品の問題への効果的な対応を目的として、「食品薬品の紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」¹⁶（以下、「規定」という）を公布するとともに、食品・薬品に関する典型事例 5 件を示した。食品・薬品を扱う者は、改正後の本法のほか、この規定にも注意しつつその業務を行う必要があると考えられる。

¹³ 1993 年 9 月 1 日施行、2000 年 7 月 8 日改正。

¹⁴ 2013 年 4 月 25 日公布、2013 年 10 月 1 日施行。

¹⁵ 例えば、「一部商品の修理、交換、返品に関する規定」は、家庭用冷蔵庫完成品にかかる「三包」の期限を 1 年と定めている。

¹⁶ この規定の公布日は 2013 年 12 月 23 日と記載されているが、社会一般への公布は 2014 年 1 月 9 日のことであった。公布日がこのようになる法令は以前にも見受けられたが、決して多いわけではない。また、この規定は、改正後の消費者権益保護法と同じく 2014 年 3 月 15 日から施行される。

消費者による偽商品知情購買（偽物と知りながら、それを購入すること）も法による保護の対象とすべきか否かについては、学説、実務を問わず激しい議論が展開されている。一部の論者によれば、懲罰的損害賠償の請求を目的として偽物と知りながらそれを購入する消費者は、消費を目的とした商品購入ではなく、あくまで法律を利用して利益を得ようとしているにすぎないゆえ、信義則の観点から法により保護されるべきではないと主張する。これに対し、商品の購入にかかる消費者の真の目的の判断は困難であるため、法律上区別する必要はないとする見解もある。この問題に関してはさらに議論を深める必要があり、消費者権益保護法の改正においても、その立法的な解決は見送られることとなった。

もともと、「規定」3条は、品質に問題のある食品・薬品と知りながらそれを購入した者であっても、消費者として事業者に対し懲罰的損害賠償を請求することができるという趣旨の規定と解される。また、「規定」と同時に公示された食品・薬品紛争の典型事例には、賞味期限切れのソーセージと知りながらこれを購入した者に対し、「食品安全法」96条2項に基づいて、購入価格の10倍額の損害賠償請求を認めた地方人民法院の裁判例が含まれている。これに関し、「規定」15条によると、人身の権益が害されていない消費者であっても、食品安全法に基づいて、自己が支払った金額の10倍額の懲罰的損害賠償を事業者に請求することができる。

IV. 終わりに

総じて、今回の法改正は、中国における消費の実情に立脚し、消費者の個人情報の保護、「三包」制度、民事損害賠償の優先、リコール、懲罰的損害賠償責任の強化、インターネットショッピングの規範化など、消費者の権益保護に注力し、事業者の責任を厳しく問う内容となっている。

消費者権益保護法の改正により事業者の義務が加重されたことに鑑み、中国において事業を展開する外資系企業、特に商品の販売業務に従事する外資系企業としては、改正後の本法の内容に基づき、消費者の個人情報保護に関する社内制度を整備するとともに、広告宣伝、販売、アフター・サービスなどに際して規制対象となる詐欺行為を行わないための防止策を確立する必要がある。また、インターネットを利用する販売業者は、改正後の本法に定められたインターネットショッピング関連規定を特に重視すること、食品、薬品をはじめ相応の商品の生産・販売を行う企業は、消費者権益保護法のほか、関連法令の新動向にも着目することが望まれる。

（執筆者連絡先）

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心办公楼東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京・パリ・マドリード・ブリュッセル・ベルリン・フランクフルト・ルクセンブルク・ミラノ・ミュンヘン・ドバイ



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区崇華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯証大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自貿貿易試験区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 逸洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。